

造園 CPD ガイドブック

—第6版—

2023年4月

公益社団法人 日本造園学会

目次

はじめに	1
1 造園 CPD 制度の概要 ————仕組みを知ろう (Know) ————	1
(ア) 目的	1
(イ) 対象	1
(ウ) 運用	1
(エ) CPD の指針	2
(オ) CPD 単位、重み係数	3
(カ) 運営体制 (2019 年 4 月現在)	3
2 造園 CPD への参加 ————まず会員登録をしよう (Join) ————	4
(ア) 造園 CPD 会員になるには	4
(イ) ホームページからの会員登録の方法	5
(ウ) 造園 CPD 会員証 (磁気カード) の使い方	6
3 CPD のプログラム ————目標と計画を立てよう (Plan) ————	13
(ア) CPD のイメージと計画的な学習	13
(イ) プログラムの認定、広報	14
4 CPD 単位の取得 ————CPD を実施しよう (Do) ————	15
(ア) CPD 実施記録の登録	15
(イ) 教育分野	17
(ウ) 教育形態の概要	18
5 CPD 実施結果の評価 ————結果を評価してみよう (See) ————	19
6 CPD 実施記録の管理と活用	20
(ア) CPD 実施記録の管理	20
(イ) 造園 CPD 実施記録登録証明書の活用	20
(ウ) 造園 CPD 実施記録登録証明書の取得方法	20
7 CPD プログラム主催団体の皆様へ—認定プログラムを実施する (Manage)	24
(ア) 造園 CPD プログラムの申請・認定手続き要領 (造園 CPD 協議会構成団体用)	24
(イ) 造園 CPD プログラムの申請・認定手続き要領 (造園 CPD 協議会非構成団体用)	30
(ウ) 造園 CPD 認定プログラムの実施の方法・手順	36
8 造園 CPD の展開 ————よりよい制度のために (For the future) ————	40
(ア) 視点	40
(イ) 造園職能像の明確化	40

(ウ) 参加のしやすさの確保	40
(エ) 関連団体との連携	40
(オ) 資格制度に対する支援	41
(カ) 技術評価への活用	41
9 Q & A —————理解を深めよう (Frequently Asked Questions) —————	42
(ア) 造園 CPD 制度関係	42
(イ) CPD 単位関係	47
(ウ) 日本造園学会・造園 CPD 協議会・造園 CPD プログラム認定委員会関係	50
10 資料	52
(ア) 用語解説	52
(イ) 造園 CPD (継続教育) 制度に関わる動向の概要	54
(ウ) 造園 CPD (制度) の概要	58
(エ) 造園 CPD 会員準則	59
(オ) 造園 CPD 会員証及び ID 使用準則	61

はじめに

国際化が進み、社会が複雑多様に変化する中で、科学技術の高度化・複雑化に伴う技術への信頼性や安全性の確保、社会や公益に対する技術者の役割や責任の認識の向上、技術者の相互交流・人材の流動化・国際的相互認証への対応等が求められています。こうした背景から、技術者は、高い倫理観と専門能力を持って社会に貢献していけるよう、自己の能力の維持・向上を目指して、技術や知識の継続教育が求められ、その習得結果の第三者評価が必要となってきました。

「造園 CPD（継続教育）制度」は、技術者の造園に関する継続的な専門能力の開発を支援するとともに、その実施状況を証明する役割を担うものです。

CPD=Continuing Professional Development（継続的専門能力開発=継続教育）

1. 造園 CPD 制度の概要 ————— 仕組みを知ろう（Know） —————

（ア）目的

造園 CPD 制度は、造園および造園に関連する分野の技術者（以下、「造園系技術者」という。）が、種々の講習会やシンポジウムの受講、論文等の発表、研修、技術指導、業務経験等を通して、継続的に自己の技術・知識の幅を広げるとともに、倫理観の涵養に努め、自らの責任において技術的に的確な判断を下し、適正に業務を実施することによって、技術者としての社会的使命を果たせるようにすることを目的としています。

（イ）対象

造園 CPD の対象者は、造園系技術者（学生も含む）で、造園 CPD 制度に登録した方々です。なお、造園 CPD 協議会構成団体の個人会員は原則として自己負担なしで全員が登録でき、法人会員に所属する者や法人所管の資格をもつ者は割引料金で任意に登録することができます。会員登録は造園 CPD ホームページにある「造園 CPD 会員サービスシステム」によって造園系技術者本人が行います。

（ウ）運用

造園 CPD 制度は、①日本造園学会による CPD プログラムの認定および情報提供、②造園 CPD 会員による CPD の記録の登録、及び日本造園学会による CPD 記録の管理、③日本造園学会による造園 CPD 実施記録登録証明書の発行で構成されています。

1) CPD プログラムの認定および情報提供

造園 CPD 協議会構成団体等から申請のあった主催プログラムで、一定の要件を満たすものは、日本造園学会造園 CPD プログラム認定委員会により認定され、造園 CPD ホームページの「認定プログラム総覧」で、公表されます。なお、認定プログラムの中には、造園 CPD 会員に対し、参加費の割引があるものもあります。

2) CPD 記録の登録、および記録の管理

認定プログラムの CPD の実施記録は、基本的に CPD 会員が CPD の会場でプログラム主催団体の用意するカードリーダーに会員証（磁気カード）を通すことにより、あるいは主催団体が用意する受講記帳用紙に記帳することにより記録されます。これらの記録は主催団体によって造園 CPD の記録管理システムに登録されます。また、これ以外の自動登録されないプログラムについては、CPD 会員本人が自己登録をします。

日本造園学会は、登録された CPD 記録を管理・保存します。

これら登録された記録は、CPD 会員本人が ID およびパスワードを利用して Web 上で確認・

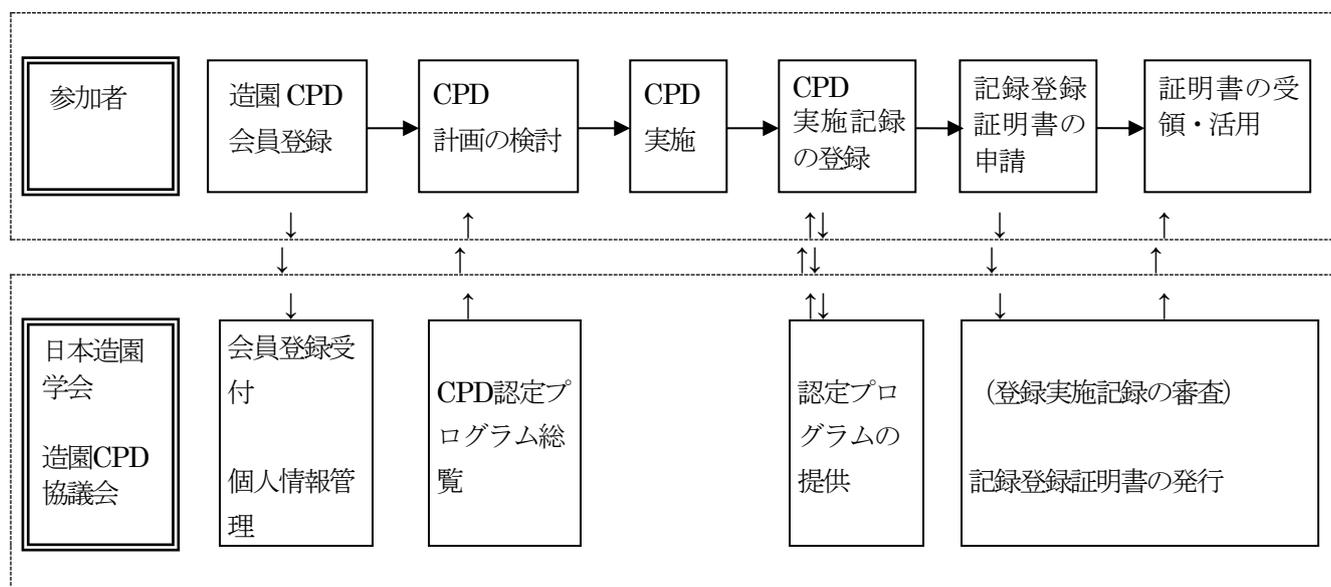
ダウンロードすることができます。これにより、学習計画を検討することも可能です。

なお、CPDの実施後は、必ず証拠となる関連書類を整理保管して下さい。平成24年より、実施記録登録に関する審査が実施されます。

3) 造園 CPD 実施記録登録証明書の発行

造園 CPD 会員が、実施した CPD の記録の証明が必要な際は、日本造園学会のホームページから申請すると、登録内容に基づき、CPD 実施に関する証明書が発行されます。

以上のしくみを図で表すと、下記ようになります。



(エ) CPD の指針

CPD は、個々の能力開発のために行われるもので、次のような指針のもとに行うことが望ましいものです。

1) 自主的な選択

自己研鑽に最も適した内容を、自主的に選択し実施します。

2) 教育分野・教育形態のバランス

特定の分野・形態に偏らないよう、バランスよく実施することをお勧めします。

3) 計画的な実施

現在の専門的能力を踏まえ、数年後の能力向上目標を定め、計画的に実施することが肝要です。

4) 目標単位数

CPD 単位に換算して、1年間あたり 50 単位の CPD の実施が望まれます。

なお、日常業務は CPD では単位に加算されません。ただ、業務であっても日常的なものではなく専門能力向上に資するもの (例えば「講習会への参加」や、「コンクールへの応募資料の作成」) は単位になります。

2. 造園 CPD への参加 —————まず会員登録をしよう (Join) —————

● 造園 CPD 会員 復会手数料の徴収開始 (2023 年 4 月 1 日 施行)

2023 年 4 月 1 日より復会をおこなった造園 CPD 会員に対し、復会手数料を徴収することといたしました。つきましては、造園 CPD ガイドブック「造園 CPD 会員準則」(p59) に、「各協議会構成団体が定めた年会費納入期間内での会員継続手続きを失念し、遅延による未納年度の年会費納入をおこなった場合は、復会手数料として1年度分につき、¥2,000 (税別) を納入しなければならない。」と明記されます。

(ア) 造園 CPD 会員になるには

造園 CPD 会員になるには、次の 3 つのステップにより会員種別をご確認のうえ、造園 CPD 制度ホームページ (<https://service2.kktcs.co.jp/lacpd/hp/news/Main.htm>) にある会員サービスシステムから新規会員登録 (本登録) することが必要です。

1) 以下の団体の個人会員であれば、あなたは「造園 CPD 会員 1」として登録できます。該当しない場合は、2)をご覧ください。

造園 CPD 会員 1 となる団体：一造会 (全国一級造園施工管理技士の会)、
東京農業大学緑友会 (公財)都市緑化機構、
(一社)日本公園緑地協会、
(公社)日本造園学会

CPD 会員 1 に該当する方は、所属団体を通じて、入会申請をしてください。また、申請後会員証 (磁気カード)、ID 番号、仮パスワード等が配布されますので、それらを用いて造園 CPD ホームページから会員登録をしてください。なお、年会費の個人負担額は 0 円です (所属団体が負担)。

2) あなたが所属する事業所・組織等が以下の団体の会員であれば、「造園 CPD 会員 2」として登録できます。該当しない場合は、3)をご覧ください。

造園 CPD 会員 2 となる団体：(公財)都市緑化機構、
(一社)日本植木協会、
(一社)日本公園施設業協会、
(一社)日本公園緑地協会、
(一社)日本水景協会、
(一社)日本造園組合連合会、
(一社)日本造園建設業協会、
(一財)日本造園修景協会、
(一財)日本緑化センター、
(一社)ランドスケープコンサルタンツ協会、
(一財)公園財団、
(一社)横浜市造園協会、
(一財)沖縄美ら島財団

造園 CPD 会員 2 に該当する方は、所属団体を通じて、入会申請をしてください。また、申請後会員証 (磁気カード)、ID 番号、仮パスワード等が配布されますので、それらを用いて造園 CPD ホームページから会員登録をしてください。なお、年会費 (個人負担額) は 2,500 円です。

- 3) あなたが以下の資格をお持ちであれば、「造園 CPD 会員 2」となる場合があります。該当しない場合は、4)をご覧ください。

造園 CPD 会員 2 となる資格： 街路樹剪定士、植栽基盤診断士、樹木医、
登録造園基幹技能者、造園修景士、優秀技能認定、
プロジェクトワイルドファシリテーター (PWF)、
プロジェクトワイルドエドゥケーター (PFE)、
登録ランドスケープアーキテクト (RLA)

造園 CPD 会員 2 に該当する方は、所属団体を通じて、入会申請をしてください。また、申請後会員証 (磁気カード)、ID 番号、仮パスワード等が配布されますので、それらを用いて造園 CPD ホームページから会員登録をしてください。なお、年会費 (個人負担額) は 2,500 円です。

(会員 1 及び 2 の入会申し込みは基本年 2 回 (春季、秋季) です。(所属団体にご確認ください))

- 4) 上記の 1)~3) に該当しない場合、あなたは個人会員となり「造園 CPD 会員 3」となります。

造園 CPD ホームページから造園 CPD 事務局に入会申請をお願いいたします (<https://service2.kktcs.co.jp/lacpd/hp/Main.htm?id=8>)。入会申請の手順は入会申請画面をご覧ください。年会費は 4,000 円です。(随時受付)

(イ) ホームページからの会員登録の方法

1) 造園 CPD 会員 1 および造園 CPD 会員 2 の会員登録の方法

造園 CPD 会員 1 の方は会員証 (磁気カード) を受け取った後、造園 CPD ホームページ (<https://service2.kktcs.co.jp/lacpd/hp/news/Main.htm>) にある造園 CPD 会員サービスシステムを利用し、Web 上で本登録 (1 回のみ) を行います。

- ① 造園 CPD 制度ホームページにある「CPD 会員専用ページ」のログインをクリックします。
(以下、この項目のホームページ画面は、実際の登録画面を見ながら行うための参考イメージです。文字は意味を持つものではありません。)
▼
- ② 会員証 (磁気カード) に同封された ID、仮パスワードを入力します。なお、他団体から発行された複数のカードを既にお持ちの場合は、「取りまとめ」にて、CPD 実施記録を 1 つにまとめることが可能です。
▼
- ③ 連絡用 (証明書の発行等) の郵便番号、住所、電話番号、E-mail アドレス及びご希望のパスワード (6 文字以上) を入力します。
▼
- ⑤ 本パスワードの保管
本登録が完了し、本パスワードが確定しました。本パスワードは CPD 記録の自己登録・確認、証明書発行申請等を行う場合に必要になりますので必ずメモを取るように入力してください。

2) 造園 CPD 会員 3 の会員登録の方法

造園 CPD 会員 3 の場合は造園 CPD ホームページから造園 CPD 事務局に入会申請をお願いいたします。入会申請の手順は入会申請画面をご覧ください。(造園 CPD 会員 1、造園 CPD 会員 2 と異なり)、会員サービスシステムを利用するための、ID は申込時にメールにてご連絡します。仮パスワードは、年会費の入金確認後メールにてお送りいたします。

(ウ) 造園 CPD 会員証 (磁気カード) の使い方

1) 造園 CPD 会員証カードとは

- ①カードは、造園 CPD (継続教育) 制度の会員証として使用することができます。
- ②カードに記された ID 番号を用いて、インターネットを通じて、自分の CPD 実施記録の造園 CPD 会員サービスシステムへの登録や、証明書の申請をすることができます。
- ③造園 CPD 認定プログラムへの参加記録を、会場に設置されるカードリーダーにより自動的に行う場合に使います。
- ④会員証カードの破損や紛失に伴う再発行は手数料として 1 枚 1,000 円 (税別) となりますので、取り扱いには十分ご注意くださいようお願いいたします。(再発行手続き：下記口座に再発行手数料をお振込みください。発行まで入金確認後 1 カ月程かかります。)

★振込先

- ・郵便振替口座
- ・口座名称 : 公益社団法人 日本造園学会
- ・口座番号 : 00130-7-473165
- ※振込手数料はご負担下さい。

★通信欄への明記事項

- ・『CPD カード再発行手数料』と記入してください。
- ・更に次の事項をご記入下さい。
 - ・ ID (12桁の数字)
 - ・ ご氏名

2) カードの表記内容

- A** 【JILA】: 造園 CPD 制度の運営を行う“日本造園学会”を表す識別コードです。
- B** 【CCE】: “建設系 CPD 協議会”を表す識別コードです。このカードは建設系 CPD 協議会の共通仕様となっています。
- C** 【LACPD】: “造園 CPD 制度”を表す略号です。
- D** 【X】: CPD 会員種別を示す数字です。
- E** 【XXXX】: 法人識別コードです。下の図は、日本造園学会の例として JILA となっています。また、下記に造園 CPD 協議会構成団体名と法人識別コードを示します。
- F** 【005XXXXXXXXXX】: 会員個別の ID 番号です。
- G** 【氏名】: 名簿に登録された表記名です。
- H** 【会員識別用数字】: 各団体により付けられています。



カードの表記内容 例示

・造園 CPD 協議会構成団体：以下に示す団体です。(2023 年 4 月 1 日現在)

団体名	法人識別コード (会員証カードに記載)
① (公財) 都市緑化機構	JGRDC
② (公財) 国際花と緑の博覧会記念協会	(造園 CPD 会員 募集無し)
③ (公社) 日本造園学会	JILA
④ (一財) 沖縄美ら島財団	OCF
⑤ (一財) 公園財団	PW
⑥ (一財) 日本造園修景協会	JLA
⑦ (一財) 日本緑化センター	JGRDC
⑧ (一社) 公園管理運営士会	(造園 CPD 会員 募集無し)
⑨ (一社) 自然環境共生技術協会	(造園 CPD 会員 募集無し)
⑩ (一社) 日本植木協会	JNA
⑪ (一社) 日本公園施設業協会	JPFA
⑫ (一社) 日本公園緑地協会	posa
⑬ (一社) 日本樹木医会	(造園 CPD 会員 募集無し)
⑭ (一社) 日本水景協会	JALA
⑮ (一社) 日本造園組合連合会	JFLC
⑯ (一社) 日本造園建設業協会	JALC
⑰ (一社) 横浜市造園協会	YZK
⑱ (一社) ランドスケープアーキテクト連盟	(造園 CPD 会員 募集無し)
⑲ (一社) ランドスケープコンサルタンツ協会	CLA・RLA (資格名)
⑳ 一造会 (全国 1 級造園施工管理技士の会)	ICZ
㉑ 千葉大学園芸学部二葉会	(造園 CPD 会員 募集無し)
㉒ 東京農業大学緑友会	TUALA

3) 造園CPD会員登録の方法（詳細）

造園CPD制度を利用するには、造園CPDのホームページからの会員登録（本登録）が必要となります。会員登録手続きは1回のみで、登録の際には、会員証カードの「F」のID番号と、同封しております「仮パスワード」を用います。

- ① 造園CPD制度ホームページ (<https://service2.kktcs.co.jp/lacpd/hp/news/Main.htm>) から、「新規入会申込・新規登録」の画面に入ります。



- ② 「CPD会員専用ページ」ログインを選択します。

造園CPD制度 平成17年度より本格実施 **あなたの自身の力を磨く** 継続教育

MENU	お知らせ
お知らせ	2022年09月01日 (お願い) 経営審査事項に関する問い合わせについて
●重要なお知らせ	2022年07月21日 「技術報告集」(2022年度10月以降刊行) 教育形態変更のお知らせ
2022年度 全国大会	2022年07月12日 【造園CPD】会員3の年度更新について
造園CPDの概要	2022年07月11日 【造園CPD】会員1・会員2 年度更新完了のお知らせ
認定プログラム検索	2022年07月01日 新規CPD会員の入会時期について
新規入会申込・新規登録	2022年06月20日 2022年度 日本造園学会全国大会 オンライン参加者のCPD登録について
教育形態表とエビデンス	2022年05月17日 2022年度日本造園学会全国大会におけるCPDについて
造園CPD証明書の申請	2022年03月17日 造園CPD実施記録登録審査 審査工程の一部改訂
プログラム認定の申請	2022年03月16日 4月・5月・6月分の証明書申請集中に伴う、発行までの期間とご理解のお願い
経営事項審査と造園CPD	2022年02月01日 日本技術士会 CPD活動関係学協会連絡会への加盟
技術士CPDと造園CPD	2021年12月01日 初めて造園CPD制度をご利用される方々へ
ガイドブック	2021年06月10日 お問い合わせはメールにてお願いいたします。
Q&A	2021年04月01日 経営事項審査の改正について(令和3年4月1日施行)
用語解説	
お問合せ窓口	
リンク	
CPD会員専用ページ	
ログイン	



- ③ 該当する団体名と会員証に記されたID、同封された仮パスワードを入力します。
また、他団体から発行された複数のカードを既にお持ちの場合は、⑤の「取りまとめ」の手続きにて、CPD実施記録を1つにまとめることが可能です。

CPD会員 ログイン

ログインID	<input type="text" value="100580005005"/>
パスワード	<input type="password" value="....."/>

ログイン

[パスワードを忘れた場合 >](#)

- ▼
- ④ 連絡用（証明書の発行等）の郵便番号、住所、電話番号、E-Mailアドレス及びご希望のパスワード（6文字以上）を入力します。

会員情報-初回登録

CPD会員サイトへようこそ。
CPD会員サイトを利用する為に、以下の情報をご記入下さい。
尚、以下の情報を変更したい場合は、会員サイトより変更可能です。

会員区分	会員1
所属団体	公益財団法人 都市緑化機構
会員番号	100580005005
名前	造園 太郎
名前(カナ)	ソウエン タロウ
誕生日*	1968.02.03 <input type="text"/> 記入例: 1970.1.1
パスワード*	<input type="password"/> 6文字以上
パスワード(確認用)*	<input type="password"/>
連絡先メールアドレス*	cpd-office@jila-zouen.org
連絡先区分*	<input type="radio"/> 自宅 <input checked="" type="radio"/> 勤務先
勤務先名	(公社)日本造園学会
勤務先所属	<input type="text"/>
連絡先郵便番号*	150-0041 <input type="button" value="〒から住所検索"/>
連絡先住所*	東京都渋谷区神南1-20-11
連絡先電話番号*	03-5459-0515

- ▼
- ⑤ 複数団体の造園 CPD 会員証をお持ちの方は、会員証カードと ID の取りまとめ手続きを行います。「他団体」の該当する欄に、他団体の会員証（磁気カード）の ID とパスワードを入力します。

【※ 他の団体の会員では無い方または他の団体から送られてきた会員証を使わない方は、先に進んでください。】

造園CPD 会員マイページ

ようこそ 造園 太郎 さん

HOME プログラム検索 取得単位 自己登録 証明書発行 **ID取りまとめ** 登録情報変更

会員ID取りまとめ

複数団体の会員証をお持ちの方や、過去に会員だった方は、現在ログインしている会員証に取得単位を取りまとめる事が可能です。
取りまとめを行うには、取りまとめ対象の会員証のIDおよびパスワードが必要となります。
また、登録されている名前と生年月日が同じ情報の会員証のみ取りまとめ可能です。
他人の情報は取りまとめる事は出来ませんのでご注意ください。

取りまとめ先-会員証情報
会員ID 100599996005
名前 造園 太郎
取りまとめ対象-会員証情報
会員ID* <input type="text"/>
パスワード* <input type="password"/>

[Back to top](#)

▼

⑥ 本登録が完了です。

本パスワードは、CPD 実施記録の自己登録や自分の CPD 実施記録の閲覧の際に必要となりますので、メモを取る等し、忘れないようにしてください。万が一忘れてしまった場合は、造園 CPD 事務局にご連絡ください。

4) CPD 実施記録の自己登録、CPD 実施記録の確認、証明書の申請、パスワード変更等

造園 CPD ホームページからの会員登録（本登録）が済んだ人は、CPD 実施記録の自己登録や登録された CPD 実施記録の確認、発行されたパスワードの変更等を行うことができます。

① 造園CPD制度ホームページ (<https://service2.kktcs.co.jp/lacpd/hp/news/Main.htm>) に入ります。

▼

② 会員登録（本登録）をしたIDと、本登録で登録したパスワード（本パスワード）を入力して、ログインします。

③ 造園CPD会員マイページに入り、利用者メニューの画面が表示されます。このメニューから、CPD実施記録の自己登録（実施の証拠資料（PDF）の添付が必要）。登録されたCPD記録の確認、本パスワードの変更、証明書の申請等が行えます。

造園CPD 会員マイページ

ようこそ 造園 太郎 さん [ログアウト](#)

HOME	プログラム検索	取得単位	自己登録	証明書発行	ID取りまとめ	登録情報変更	退会申請
------	---------	------	------	-------	---------	--------	------

HOME

1. 【証明書審査・発行料と再審査対応の変更について】

- ・2017年9月16日以降、証明書の料金と再審査対応が以下のとおり変更されました。
- ・審査・発行料が審査料 2,200円（税込）と発行手数料1,100円（税込）に分離（審査が必要な場合、合計金額3,300円で請求）
- ・初回の審査料には初回審査、再審査、再々審査までを含む
- ・再審査3回目以降は、審査の都度、追加の審査料 2,200円（税込）が必要
- ・申請後の審査途中もしくは審査後の修正指示の段階で新たな記録の追加があった場合、追加審査料2,200円（税込）が必要

2. 【証明書発行にかかる時間について】

- ・造園CPD実施記録の審査は発行手数料の入金確認された申請について、毎月15日に受付を締め切り、予備審査を行い、翌月初めに審査し、問題がない場合は翌月上旬頃に証明書を発行いたします。
- ・根拠資料に不備がありますと、再審査が必要のため、証明書発行に2か月以上時間が必要となることがあります。
- ・2022年度より、造園CPD実施記録登録審査の審査工程が一部改訂となります。改訂内容として、区分110（自動登録）の記録のみで造園CPD実施記録登録証明書を申請された場合は、これまで当月15日（申請受付期限）の後、翌月上旬の証明書の発行となっておりますが、改訂により当月下旬には証明書が発行されるようになります。
- ・例年4月・5月・6月は、RLA等の真偽更新に伴う証明書申請が集中し、登録記録審査が通常より多くの時間を要しており、証明書の発行までの期間が長くなっております。

- ・4月分 募集期間（3月16日～4月15日）
- ・5月分 募集期間（4月16日～5月15日）
- ・6月分 募集期間（5月16日～6月15日）

そのため、登録内容や根拠資料に不備がありますと、再審査のため、証明書の発行が、さらに1か月程度延長される可能性があります。申請の際は今一度、教育形態表をご覧ください。

- ・教育形態表(2015年度から2017年度に実施した活動を選択)
- ・教育形態表(2018年度以降に実施した活動を選択)

記録登録のための必要な根拠資料、取得単位数等について十分にご確認の上、申請をお願い致します。

造園CPD 会員マイページ

ようこそ 造園 太郎 さん ログアウト

HOME プログラム検索 取得単位 自己登録 証明書発行 ID取りまとめ **登録情報変更** 退会申請

登録情報変更

会員情報	
会員区分	会員3
所属団体	個人会員
会員番号	301301187013
名前	造園 太郎
名前(カナ)	ソウエン タロウ
誕生日*	2013.03.18 <input type="text"/> 記入例: 1970.1.1
連絡先メールアドレス*	<input type="text" value="t-jila@jila-zouen.org"/>
連絡先区分	<input type="radio"/> 自宅 <input checked="" type="radio"/> 勤務先
勤務先名	<input type="text" value="日本造園学会"/>
勤務先所属	<input type="text"/>
連絡先郵便番号*	<input type="text" value="150-0041"/> <input type="button" value="〒から住所検索"/>
連絡先住所*	<input type="text" value="東京都渋谷区神南
1-20-11"/>
連絡先電話番号*	<input type="text" value="03-5459-0515"/>

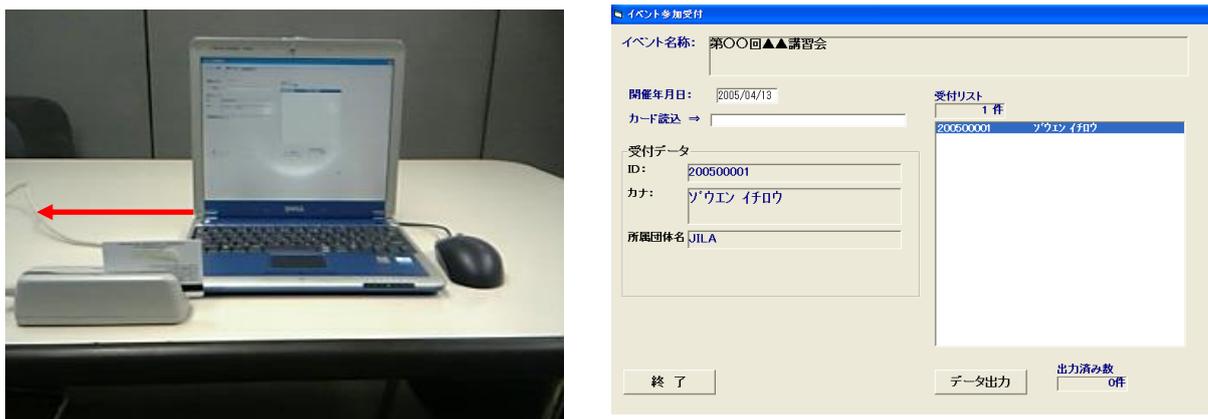
たとえば「登録情報変更」を選択すると、下図のように勤務先、パスワード等変更の画面になり登録情報、本パスワードの変更を行うことができます。(注意：パスワードを変更した場合は、必ずメモを取る等して、新しいパスワードを忘れないようにしてください。)

より詳しい造園CPD会員マイページの操作方法につきましては、造園CPD制度ホームページの「造園CPD証明書の申請」(<https://service2.kktcs.co.jp/lacpd/hp/Main.htm?id=6>)にあります、「会員マイページ操作マニュアル」(pdf)からご確認頂くようお願いいたします。

5) 会員証カードによる記録

造園 CPD 認定プログラムでパソコンとカードリーダーが設置してある場合は、その認定プログラムへの参加実績が会員証カードを通すことにより自動登録されます。この記録は、各自の CPD 記録として、プログラムの主催団体が後日「実施記録 登録システム」に登録します。

自動記録をするためには、会場に設置されたカードリーダーに会員証(磁気カード)を差し込み、矢印の方向へ通してください(下図左)。正常に読み込みが行われたら、パソコン上に利用者の ID、名前、団体名が表示されます。これで参加記録は自動的に登録されます(下図右)。



(主催者がカードリーダーを用いない場合は、会員個人が自己登録する必要があります。この際に、主催者側で用意される受講記帳用紙への記帳や、主催者が発行する受講者名簿等の書類の添付が必要です。受講証明書は5年間保管して下さい)

3 CPD のプログラム ————— 目標と計画を立てよう (Plan) —————

(ア) CPD のイメージと計画的な学習

造園 CPD では、教育内容を 4 つの教育分野 (①基礎共通、②ランドスケープ専門技術 (LA 専門技術)、③総合管理、④周辺技術) に分けています。また、教育形態も大きく 4 タイプ (①参加学習型、②情報提供型、③実務学習型、④自己学習型) に分類しています。

現在の自分の能力や過去 1 年間実施した CPD 結果等を踏まえ、自分に必要な教育分野、教育形態、目標単位数を分析し、プログラム総覧などを参照しつつ、年間を通じた無理のない学習計画を立てて、自己能力の開発を計画的・効率的に行うことをお勧めします。

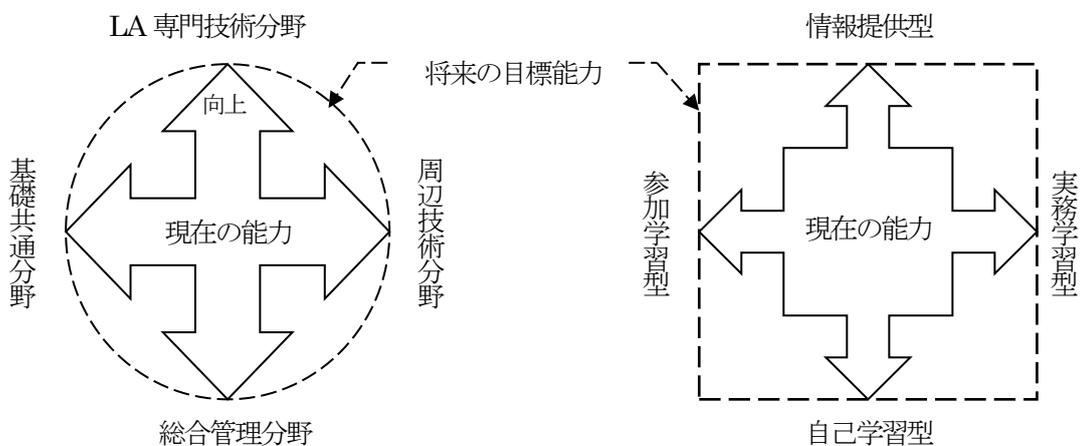
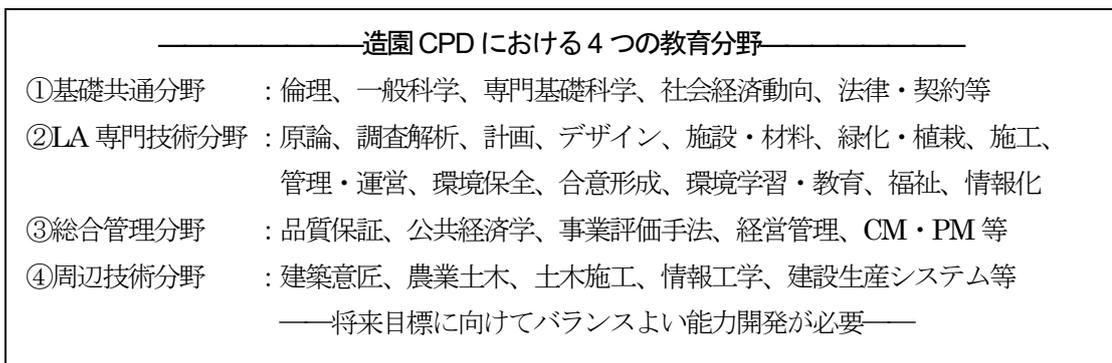
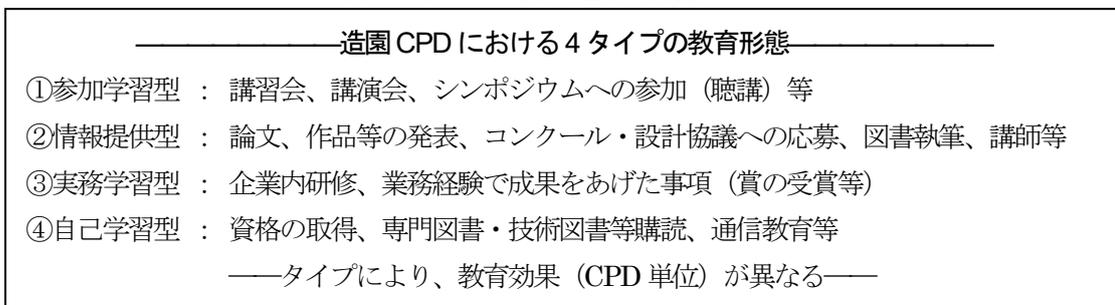


図 バランスの良い能力の涵養



(イ) プログラムの認定、広報

1) 日本造園学会の主催プログラム等

日本造園学会は、学会本部、支部活動を通じて、教育分野のバランスを考慮しながら独自のプログラムを企画・実施いたします。

2) 造園 CPD 協議会構成団体の主催プログラム

造園 CPD 協議会の構成団体が行う各種プログラムは、事前に、日本造園学会造園 CPD プログラム認定委員会において一元的に教育内容・分野・形態・単位等の確認を受け、審査の上、造園 CPD 認定プログラムになります。

造園 CPD 協議会の構成団体は、それぞれの団体の役割、性格、地域性を生かし、特色あるプログラムを企画・実施いたします。また、技術力の計画的な向上を図るため、倫理教育、新技術等の不足している分野の研修企画・実施、講師派遣等の支援を、協議会等と協力して行います。

3) 他団体の主催プログラム

造園 CPD 協議会の構成団体以外の団体が行うプログラムは、主催団体等によって、造園 CPD プログラム認定委員会への申請に基づき、審査の上、造園 CPD 認定プログラムとすることができます。申請書には、名称、日時、場所、内容、教育分野、形態、単位等を記入する必要があります。申請のあったものについては教育内容、講師等を総合的に判断して認定いたします。**認定料は1件当たり 5,000 円 (税別)**です。申請書は、造園 CPD 制度ホームページの「プログラム認定の申請」のページに掲載されている申請・認定手続き要領にしたがって、認定申請サイトから Web 上で申請します。

4) 認定プログラムの要件

CPD プログラム認定委員会により「認定プログラム」として認定されるためには次のような要件を満たすことが必要です。

———造園 CPD が求めるプログラムの要件———

下記のいずれかに該当すること。

- ◇ 技術動向 : 専門技術分野における最新の知識・技術・考えである
- ◇ 社会性 : 造園技術を取り巻く状況の理解に役立つ
- ◇ 総合性 : 造園技術の活用に必要な関連分野の理解に役立つ
- ◇ 技術者倫理 : 造園系技術者としての倫理観の涵養に役立つ

5) プログラムの広報

これらの認定プログラムの名称、開催時期、開催地、内容等は事前に認定プログラム総覧として造園 CPD 制度ホームページの「認定プログラム総覧」

(<https://service2.kktcs.co.jp/lacpd/hp/Main.htm?id=3>) で公表・広報されます。また、建設系 CPD 協議会ホームページには、日本造園学会主催による認定プログラムが、CPD プログラム検索・閲覧システム (<http://www.cpd-ccesa.org>) に掲載されます。

4. CPD 単位の取得 —————CPD を実施しよう (Do) —————

(ア) CPD 実施記録の登録

1) CPD 実施記録の登録方法

ここでは平成 17 年度以降のプログラム実施記録の登録方法をご説明します。参加型認定プログラムについては、多くの場合、会場に備えられたカードリーダーを通じて記録され、その記録をプログラムの主催者が登録するか、受講記帳用紙に記帳した上で受講者本人が Web 上で自己登録することになります。令和 2 年度以降では、Web 開催の増加により、事前申込による会員情報（受付名簿）をもとにした主催者の登録がおこなわれています。なお、自動登録か自己登録となるかは、主催者より案内があります。不明な場合は主催者に確認して下さい。それ以外の記録（例えば自己学習）は、Web 上で自己登録を行ってください。登録時に実施の証拠となる資料の添付が必要です。添付されないと登録できない場合があります。（証拠資料は 5 年間保管して下さい）

※より詳しい CPD 実施記録の登録方法につきましては、造園 CPD 制度ホームページの「造園 CPD 証明書の申請」にあります、「会員マイページ操作マニュアル」(pdf)からご確認頂くようお願いいたします。造園 CPD 会員マイページからも確認可能です。

造園 CPD 会員マイページ

ようこそ 造園 太郎 さん [ログアウト](#)

[HOME](#)

[プログラム検索](#)

[取得単位](#)

[自己登録](#)

[証明書発行](#)

[ID取りまとめ](#)

[登録情報変更](#)

[退会申請](#)

HOME

自己登録

1. 【証明書審査・発行料と再審査対応の変更について】

- ・2017年9月16日以降、証明書の料金と再審査対応が以下のとおり変更されました。
- ・審査・発行料が審査料 2,200円（税込）と発行手数料1,100円（税込）に分離（審査が必要な場合、合計金額3,300円で請求）
- ・初回の審査料には初回審査、再審査、再々審査までを含む
- ・再審査3回目以降は、審査の回数、追加の審査料 2,200円（税込）が必要
- ・申請後の審査途中もしくは審査後の修正指示の段階で新たな記録の追加があった場合、追加審査料2,200円（税込）が必要

2. 【証明書発行にかかる時間について】

- ・造園 CPD 実施記録の審査は発行手数料の入金確認された申請について、毎月15日に受付を締め切り、予備審査を行い、翌月初めに審査し、問題がない場合は翌月上旬頃に証明書を発行いたします。
- ・根拠資料に不備がありますと、再審査が必要なため、証明書発行に2か月以上時間が必要となることがあります。
- ・2022年度より、造園 CPD 実施記録登録審査の審査工程が一部改訂となります。改訂内容といたしまして、区分110（自動登録）の記録のみで造園 CPD 実施記録登録証明書を申請された場合は、これまで当月15日（申請受付期限）の後、翌月上旬の証明書の発行となっておりましたが、改訂により当月下旬には証明書が発行されるようになります。
- ・例年4月・5月・6月は、RLA等の資格更新に伴う証明書申請が集中し、登録記録審査が通常より多くの時間を要しており、証明書の発行までの期間が長くなっております。

2) 登録の時期

自己登録を行う時期は、プログラムの実施後、任意の時期に行うことができますが、実施後、速やかに登録をお願いします。ただし、造園 CPD 実施記録登録証明書は、造園 CPD 制度の会員在籍期間での実施記録しか取得できません。

3) 登録するプログラムの順序

Web 上で自己登録した場合には自動的に時系列順に並び変わりますので、登録順序をプログラムが行われた順にする必要はありません。

4) 教育分野と教育形態

認定プログラム（区分番号 110）以外の実施記録は、教育形態表を確認し選択を行ってください。また、教育分野では後述の分野・形態の一覧表の中から、最も適したものを選んでください。

5) CPD プログラム名称

講習会など正式の名称が決まっているプログラムは、その名称を記入して下さい。正式な名称がわからない場合、もしくは名称が無い場合（例えば、「記事の投稿」など）は、そのプログラムを特定できる名称を記入して下さい。主催者がいない自己学習については、「主催者無し」等の記入をお願いします。

6) CPD プログラムの内容

第三者に、教育分野、教育形態を説明できるよう、内容を簡潔に記述します。

7) CPD 実施記録の証拠書類の保管

平成 26 年 11 月 1 日申請分より、実施記録登録に関する審査が開始されました。実施記録登録証明書申請前に各実施記録の**証拠資料を必ず添付（教育形態 110 番の自動登録は除く）**して下さい。

参加型プログラムで参加者の参加記録を主催団体が登録するものは、主催者側に参加記録が保管されます。それ以外の CPD 実施記録は CPD の実施者が登録し、実施の証拠となる証拠書類を保管して下さい（5 年間）。

8) 時間の算定

単位の算定の基礎にプログラムの参加時間数を用いる場合、休憩・昼休み、移動時間などを除いた CPD の**実時間**を基礎としてください。

9) CPD 単位の計算例

CPD 単位の計算方法は、別表「教育形態と CPD 単位」に従って行います。なお、端数が出る場合は、四捨五入して小数点以下第一位までを登録・証明の対象とします。

10) 造園 CPD 実施記録登録証明書の発行申請

実施記録の申請は会員マイページにある「証明書発行」より行い、発行手数料 1 通につき 3,000 円（審査料 2,000 円+発行手数料 1,000 円）（税別）をお振込みください。そのため、発行済み（審査済み）の証明書の年度を発行する際は審査不要のため、発行手数料 1,000 円（税別）のお支払いとなります。初回の審査料には初回審査、再審査、再々審査までが含まれます。ただし審査 4 回目以降は、審査の都度、追加の審査料 2,000 円（税別）が必要となります。また初回の申請後、審査途中で新たな記録の追加があった場合も、その都度、追加審査料 2,000 円（税別）が必要となります。

11) 造園 CPD 実施記録登録証明書の発行期間

審査は毎月 15 日に申請受付を締め切り、当月下旬に予備審査を行った後、翌月の月上旬までに本審査を実施します（問題がない場合は当月の月上旬に発送いたします）。これにより不備等があった場合は修正の依頼を行い、修正された後の発行となります。

新たな記録追加による再審査は、毎月 1 回、月の後半の 1~2 日間で行います。そのため、証明書の発行のお時間がかかってしまいますので、申請の際は取得単位数やエビデンス資料等について十分にご確認をお願い致します。

2022 年度より、造園 CPD 実施記録登録審査の審査工程が一部改訂となり、区分 110（自動登録）の記録のみで造園 CPD 実施記録登録証明書を申請された場合は、これまで当月 15 日（申請受付期限）の後、翌月上旬の証明書の発行となっておりましたが、改訂により当月下旬には証明書が発行されるようになりました。

(イ)教育分野

分野	細分野	配号	技術倫理	環境倫理	職業・職能倫理	具体的内容例	等
基礎共通分野	倫理	A	環境倫理	技術倫理	職業・職能倫理	化学	統計学
	一般科学	B	生物学	数学	物理学	生物学	医用工学
	専門基礎科学	C	色彩学	心理学	人間工学	環境心理学	地球環境科学
			生態学	土壌・肥料学	植物・花文化	遺伝心理学	林学
			農学	植物学	花卉・果樹園芸学	文化人類学	公衆衛生学
			環境科学	水圏科学・水理学	地学・地質学	地理学	気候・気象学
			環境社会学	環境ビジネス	環境文化	生活文化	歴史・民俗学
			地域経済学	地域社会学	社会福祉学	社会心理学	環境色彩学
			社会経済動向	世論調査	技術動向	産業経済動向	事業手法
			法律・契約	関連法令・政策	知的財産権法	契約制度	資格制度
ランドスケープ専門技術分野	安全管理	F	安全性	製造物責任法	事故事例	NPO法	等
	教養	G	語学	歴史	比較文化論	宗教	技術史
	原論	H	庭園学	造園学	芸術・美学(デザイン)原理	造園史	環境マナー・ゾーン
			庭園史	造園理念	造園理念	造園史	造園産業界論
	調査・解析	I	フィールド調査	測量	情報収集・評価・解析	利用実態調査	景観解析
			自然的環境調査	庭園計画	歴史・文化的環境調査	社会的環境調査	レクリエーション計画
			都市計画	農村計画	公園緑地計画	緑化計画	数値解析
			風景計画	景観計画	自然公園計画	アメニティ計画	文化財保護計画
			自然再生計画	ジオパーク計画	自然再生ネットワーク	農林生態系計画	都市再生計画
			リゾート計画	観光計画	ツーリズム	道路計画	キャンパス計画
ランドスケープ技術分野	計画	J	国土計画	敷地計画	建築外構	インテリアランドスケープ	河川計画
			敷地計画	建築計画	建築外構	インテリアランドスケープ	サウンズケープ
			ルーラルランドスケープ	ヒストリックランドスケープ	コンテキストデザイン	エデュケーション	サウンズケープ
			砂漠緑化	埋立地の緑化	人工地盤緑化	法面緑化	エデュケーション
			庭園デザイン	庭園デザイン	公園緑地デザイン	公園緑地デザイン	エデュケーション
			都市デザイン	都市デザイン	公園緑地デザイン	公園緑地デザイン	エデュケーション
			クラフティックデザイン	照明デザイン	イベント技術	エデュケーション	エデュケーション
			施工材料	造園施設	スポーツ施設	池、流れ、循環施設	エデュケーション
			石材	樹木一般	観葉植物(含アブラカン)	植物栽培・繁殖	エデュケーション
			樹木一般	造園樹木	観葉植物(含アブラカン)	植物栽培・繁殖	エデュケーション
ランドスケープ技術分野	植物材料	M	庭園樹木	観葉植物(含アブラカン)	植物栽培・繁殖	郷土種・在来種	芝・種子
	施工一般	N	設計・施工図書	電気工	植栽技術	植栽・排水・衛生工	石積・石組み・滝流れ
			舗装施工	電気工	植栽技術	植栽・排水・衛生工	移植工
			庭園管理	病害虫と薬剤・施肥	庭園管理	環境対策	建設労務
			公園緑地管理・運営	利用促進	庭園管理	森林管理	街路樹管理
			環境保全	自然環境保全	環境アセスメント	資源循環(社会・自然システム)	環境管理・運営
			地球環境保全	環境共生	環境アセスメント	農山漁村環境保全	エコジカルマネージメント
			森林風致保全	森林生態保全	都市環境保全	農山漁村環境保全	環境修復・復元
			ランドスケープ遺産	文化財修復・復元	ハイオオマス	ワットランド保全	流域環境(ハイオオレーション)保全
			市民協働・参加	ワーキングツップ	フレゼンテーション	コミュニケーション	環境修復・復元
総合管理分野	合意形成	Q	環境学習・教育	エコロジーアム	フレゼンテーション	コミュニケーション	等
	福祉・健康増進	R	環境学習・教育	エコロジーアム	フレゼンテーション	コミュニケーション	等
	情報化	S	シミュレーション・パース	GIS	CAD	GPS	等
			品質保証	公共経済学	事業評価手法	経営管理	リモゼン
			社会資本整備論	CM, PM	費用対効果分析手法	リスクマネージメント	マネージメント手法
			建築意匠	土木学	建築設備	土木施工法	建築学
			建設生産システム	建設設備	河川工学	海岸工学	コンピュータグラフィタング
			建設生産システム	建設設備	河川工学	海岸工学	環境修復(微生物)
			建設生産システム	建設設備	河川工学	海岸工学	環境修復(微生物)
			建設生産システム	建設設備	河川工学	海岸工学	環境修復(微生物)

(ウ) 教育形態の概要

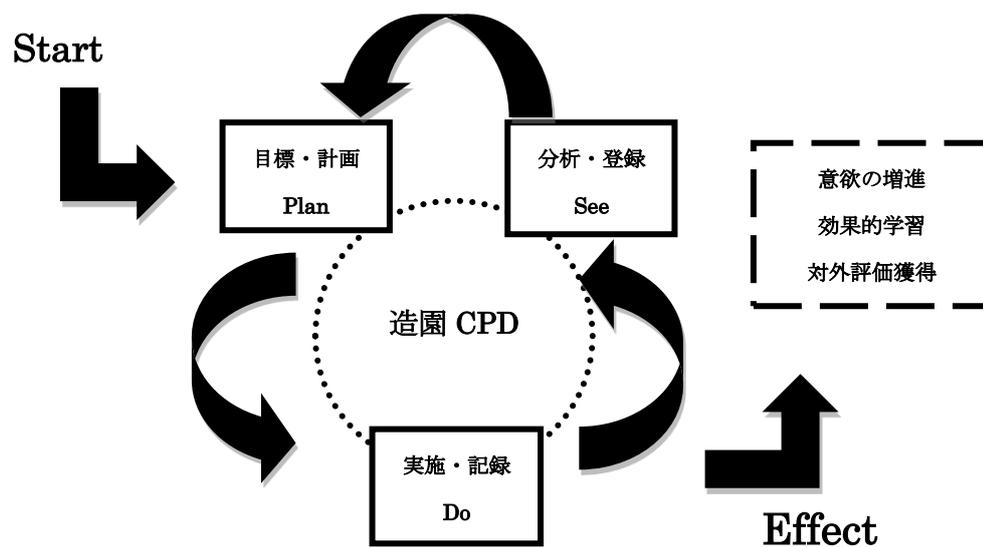
造園 CPD では p13 の 4 タイプの教育形態をさらに下記のとおり I～VIの内容に分けています。下の表は 2023 年度教育形態表を示しております。

各教育形態区分の詳細につきましては、造園 CPD 制度ホームページ「教育形態表とエビデンス」にあります、「造園 CPD 実施記録の自己登録ガイド」を参照頂くようお願い致します。

教育形態	区分番号	区分内容		CPD単位	年間上限 単位数
(I)	110	造園CPD認定プログラム		1/H	—
	120	建設系CPD協議会加盟団体の認定プログラム		1/H	—
	130	上記以外の講習会等		0.5/H	10
(II)	210	口頭発表	造園CPD認定プログラム	4/件	—
	220		造園CPD協議会構成団体・学術団体・公的団体が主催	2/件	—
	230	執筆掲載	学術誌・論文集、査読・審査有り（代表者）	40/編	—
	235		学術誌・論文集、査読・審査有り（連名者）	10/編	—
	240		造園CPD協議会構成団体の機関誌・広報誌（代表者）	10/編	—
	245		造園CPD協議会構成団体の機関誌・広報誌（連名者）	5/編	—
	250	技術図書（出版社発行）	3/頁	30	
	260	造園CPD協議会構成団体主催のコンクール等への出展・応募（代表者）		10/件	—
265	造園CPD協議会構成団体主催のコンクール等への出展・応募（連名者）		5/件	—	
(III)	310	企業内研修プログラムの受講		0.5/H	20
	320	企業内研修プログラムの講師		1/H	10
(IV)	410	講師等	造園CPD認定プログラム	5/H	20
	420		造園CPD協議会構成団体・学術団体・公的団体が主催	2/H	20
	430		大学等の教育機関	2/H	20
	440	委員会	委員長	2/H	—
	445		委員	1/H	—
	450	試験審査・採点・問題作成		1/H	20
	460	論文審査等		10/編・件	20
(V)	510	受賞・表彰	造園CPD協議会構成団体・学術団体・公的団体主催のコンクール等での大臣賞等の受賞・表彰（代表者）	40/件	—
	515		造園CPD協議会構成団体・学術団体・公的団体主催のコンクール等での大臣賞等の受賞・表彰（連名者）	20/件	—
	520		造園CPD協議会構成団体・学術団体・公的団体主催のコンクールや表彰制度等での受賞・表彰（代表者）	20/件	—
	525		造園CPD協議会構成団体・学術団体・公的団体主催のコンクールや表彰制度等での受賞・表彰（連名者）	10/件	—
	530	特許の取得		40/件	—
(VI)	610	資格の取得（国家資格、造園CPD協議会構成団体主催の資格）		20/件	—
	620	自己学習（造園関連分野に関する受講、見学、閲読、閲覧等、専門性を活かした社会貢献活動など）		1/件	20

5. CPD 実施結果の評価 —————結果を評価してみよう (See) ————

任意の CPD 活動期間を経て、実施した CPD 記録簿をもとに学習結果を分析することが望ましいでしょう。造園 CPD 制度では、未実施の教育分野はないか、自己学習などに教育形態が偏っていないか、目標単位数を達成しているか、目標を達成できなかった理由は何かなど、様々な観点からチェックし、自分に適した目標や計画を作ることが大切です。



6. CPD 実施記録の管理と活用

(ア) CPD 実施記録の管理

造園 CPD 会員の CPD 実施記録は、造園 CPD 会員マイページにて自動登録および自己登録した記録を確認できます。日本造園学会では、①プログラム主催者が登録する参加記録および②CPD 会員が Web で自己登録した個人記録を一定期間管理します。

なお、申告内容に虚偽の記載等が判明した場合は、準則等に基づいて造園 CPD 会員の登録抹消などの措置を行うことがあります。

(イ) 造園 CPD 実施記録登録証明書の活用

建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示により、経営事項審査（経審）の客観的事項として「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（W10）」が追加され、令和 3（2021）年 4 月 1 日から施行されました。これにより、所属する技術者の CPD 単位取得数（審査基準日以前 1 年間に取得した CPD 単位の平均値）が、経審への加点評価に反映されるようになり、造園 CPD 制度の重要性と需要は今後高まっていくと考えられます。また、登録ランドスケープアーキテクト（RLA）制度*1や公園管理運営士*2など、他の技術者資格制度でも資格更新に際し造園 CPD が必要とされています。

*1（一社）ランドスケープコンサルタンツ協会が認定する資格制度であり、3 年間（資格更新期間）合計で 150 単位（1 年間当たり平均 50 単位となる）を義務付けています。

*2（一社）日本公園緑地協会が認定する資格制度であり、5 年間（資格更新期間）合計で 125 単位（1 年間当たり平均 25 単位となる）を義務付けています。

(ウ) 造園 CPD 実施記録登録証明書の取得方法

（公社）日本造園学会では造園 CPD 会員からの申請により、「造園 CPD 実施記録登録証明書」を発行し、CPD 実績として各技術者が研鑽した記録を証明いたします。

造園 CPD 実施記録登録証明書は、造園 CPD 制度ホームページから、下記の要領でお申し込みいただけます。

1) 「造園 CPD 実施記録登録証明書」 申込手続きについて

① 手続き上の注意

- ・造園 CPD 実施記録登録証明書の発行は、希望する発行期間の年会費を支払った造園 CPD 会員を対象とします。
- ・造園 CPD 実施記録登録証明書は、各申請期間（任意の 1 年間）の記録ごとに 1 通発行します。発行手数料は、1 通につき 3,000 円（審査料 2,000 円 + 発行手数料 1,000 円）（税別）です。
- ・造園 CPD 実施記録登録証明書がお手元に届くまでには、申請後、実施記録審査を経て約 1 ヶ月かかります。（申請手数料の振込が完了していることが前提です。）
- ・審査は毎月 15 日に申請受付を締め切り、当月末までに予備審査を行い、翌月の月上旬に本審査を実施します。これにより不備等が判明した場合は修正のご連絡をいたします。

- ・申請手続きは**造園CPD会員マイページ**上からの申請となります。

② 申請方法

申請方法は次の通りです。

STEP①：申請は全てWeb 上で行います。造園CPD制度ホームページで『CPD会員専用ページ』からログインを行ってください。



STEP②：「造園CPD 会員マイページ」にログイン後、上部メニューより『証明書発行』を選択してください。その後、画面の指示に従って、必要事項の選択及び入力をして下さい。



STEP③：申請が完了したら『造園CPD実施記録登録証明書の申請確認メール』を事務局からお送りします。（申請後、間もなく登録実施記録の「編集」が行えなくなります。実施記録の証拠資料の添付等、申請前に十分にご確認いただくようお願いいたします。）



STEP④：申請分の『発行手数料』（3,000円（税別）×申請数）をご入金下さい。

*複数の期間（任意の1年間）を申請した場合は、**期間毎に1通の証明書が発行されます。**

★振込先

- ・郵便振替口座
- ・ 口座名称：公益社団法人 日本造園学会
- ・ 口座番号：00130-7-473165

*振込手数料はご負担下さい。

★通信欄への明記事項

- ・『証明書申請手数料』と記入してください。
- ・更に次の事項をご記入下さい。
 - ・ ID（12桁の数字）
 - ・ ご氏名
 - ・ 証明書の申請数

※他金融機関からの振込用口座番号

〇一九（ゼロイチキョウ）店（019） 当座 0473165

※複数者分を一括で入金されることも可能です。その際は人数分の『ID（12桁の数字）』ごとに『ご氏名』と『申請数』をそれぞれ記入してください。



STEP⑤：申請後、審査*を行い、入金が完了している申請者へのみ『造園 CPD 実施記録登録証明書』を普通郵便にて送付致します。（審査後も未入金の申請者は、証明書が不要となった場合でも、審査手数料 2,000 円（税別）はお支払い頂く必要がございます。発行手数料 1,000 円（税別）は返金可能です。）

*造園 CPD 実施記録登録証明書の発行に向けて、実施記録登録の審査を行います。発行申請の前に、各実施記録に根拠書類（レジュメ、領収書、造園 CPD プログラム受講・自己登録証明書等）の添付をお願いいたします。

根拠資料に不備等がございますと造園 CPD 実施記録登録証明書の発行にお時間がかかってしまいます。申請の際は根拠資料について十分なお確認をお願い致します。

7. CPD プログラム主催団体の皆様へ —認定プログラムを実施する (Manage) —

(ア) 造園 CPD プログラムの申請・認定手続き要領 (造園 CPD 協議会構成団体用)

(造園 CPD 協議会構成団体以外の団体の方は、(p30 イ) をご覧ください。)

協議会構成団体が、造園 CPD プログラムの認定を受ける場合は、以下の事項に配慮し、所定の手続きを行ってください。

1) 認定申請ができるプログラム

- ① 造園 CPD 協議会構成団体が主催するプログラム (認定料無料)。
- ② 共催等により造園 CPD 協議会構成団体以外の団体が主催するプログラム (認定料有料)。

2) プログラムの範囲と内容への配慮

“プログラム”とは、参加者を募って開催される研修・講習・講演・シンポジウム形式の教育プログラムで、コンペ・コンクールも認定プログラムに含まれます。また、Web 形式によって開催されるものも“プログラム”に含まれます。(p34 参考 2 : 造園 CPD 認定プログラム オンライン開催マニュアル)。

なお、申請団体は、良質なプログラムを広く会員等に提供するために、プログラム開催にあたっては、以下の事項について配慮願います。

- ① 内 容 : 造園 CPD にふさわしいテーマや講師等によるプログラム内容の充実。
技術動向、社会性、総合性、技術者倫理等に配慮されていること。
- ② 時期 / 場所 : 開催時期の分散や積極的な地方開催等による、受講機会の拡大。
- ③ 参加資格 : 主催団体の会員以外も受講可能な、開かれたプログラム開催。
- ④ 参加料金 : 会員料金 < CPD 会員料金 (会員割引) < 会員外料金といった料金設定。
- ⑤ 広 報 : 広範な広報による CPD の PR と多数の参加者の確保。
- ⑥ 効果確認 : 参加者アンケート等による。効果の改善に役立つ。

3) プログラム認定申請から実施までの流れ

プログラム認定を受ける場合は、以下の要領で手続きを行って下さい。

① 手続きの条件

- ・認定申請は、必ず開催の 1 ヶ月以上前までに行ってください。これ以降や実施後の申請は原則として受けません。
- ・申請団体は、手続きの前に、プログラム内容を、それぞれの団体のホームページに掲載して下さい。但し、毎年定期プログラムなどは詳細が未定でも申請が可能です。

② 認定申請の手続き

STEP① : 造園 CPD 制度ホームページの「プログラム認定の申請」より「造園 CPD 制度プログラム認定システム」にアクセス下さい。

「造園 CPD 制度 プログラム認定システム」

<https://lacpdprg.an.r.appspot.com/lacpdprg/core/Login.htm>



STEP② : 事務局より各団体担当者に通知した ID、PW を使って「造園 CPD 制度 プログラム認定システム」にログインし、「プログラム申請」の「申請手続き」

から必要情報を入力して申請してください（ p29 5）に操作法詳細掲載）。
直ちに申請受付メールが届きます。



STEP③：造園 CPD プログラム認定委員会は、審査後、その結果を申請団体にメールで通知します。（【造園 CPD】プログラム 認定審査結果通知）

※審査には 15 日～1 カ月ほどを要します。



STEP④：申請団体は、認定通知を受領後、それぞれのホームページのプログラム内容に「認定プログラム」であることを表示してください。認定前は「申請中、認定予定」等の表示をおこなって頂くことは可能です。



STEP⑤：造園 CPD プログラム認定委員会は、当該認定プログラムを、造園 CPD プログラム総覧に掲載します。

「認定プログラム総覧」

<https://lcpdprg.an.r.appspot.com/lcpdprg/pub/program/Main.htm>

③ プログラム内容の修正

申請後および認定後、プログラム内容を修正したい場合は、CPD 事務局にメールで連絡ください。

④ 認定後にご協力いただくこと

- 申請・主催団体は、プログラム実施時に「**受講者名簿**」の作成をお願いいたします。この受講者記録は※造園 CPD 団体事務局ページ（造園 CPD 協議会にのみ ID、PW を通知）にログイン後「**受講者名簿転送（自己登録）**」より転送を行っていただくとともに、保管（5 年間）をお願いいたします。Web 形式による開催では、事前申込による受付名簿を受講者名簿として使用頂くことも可能です。詳しくは、造園 CPD 制度ホームページ「プログラム認定の申請」にあります、「造園 CPD 認定プログラム オンライン開催マニュアル（pdf）」をご覧頂くようお願い致します。

カーリーダーによる受講データ（.txt）もしくは、造園 CPD 制度ホームページ『プログラム認定の申請』からダウンロードできる受講者名簿（kirokubo.csv として出力）を使用する場合は、「**カード受付データ転送**」より転送して下さい。

「造園 CPD 団体事務局ページ」

<https://service2.kktcs.co.jp/lcpd/cpd/LoginDantai.htm>

※ 造園 CPD 協議会加盟団体にのみ ID、PW を通知しております。それ以外の団体は、受講者名簿を造園 CPD 事務局までメール等でご提出していただくようお願いいたします。

- 建設系 CPD 協議会加盟団体主催 CPD 申請書・受講証明書(参考 1：p 28)への押印。

(建設系CPD協議会加盟団体主催CPD申請書・受講証明書は参加者が持参するものです。参加証明印は担当者の印鑑(認印)等をご用意下さい。)

- ・主催者が受講者名簿を作成しない場合はプログラム参加者に参加の証となる*「造園CPD参加証明書」(様式自由)を作成しお渡してください。

※「造園CPD 団体事務局ページ」(造園CPD協議会加盟団体にのみID、PWを通知)にログインし「参加証明書DL」ページにある該当プログラムの「参加証明書ダウンロード」を選択することにより必要事項が記載された資料がダウンロード(p27)できます。

- ・参加者に対する単位の登録方法の告知(自己登録 or 主催者登録であることの告知)。
- ・造園CPD制度ホームページ「プログラム認定の申請」にあります、「受講者名簿(xls)」を正しくご利用頂くか、事務局まで提出頂くことで、自動登録が可能です。
- ・主催プログラム以外の申請(例えば後援プログラム)に対しては、認定料(1件につき5,000円(税別))が必要となります。
- ・【造園CPD】プログラム認定審査結果通知に認定料(1件につき5,000円(税別))の支払い方法を記載しておりますのでお支払い願います。ただし、造園CPD協議会構成団体については認定料が免除されます。

★認定料にかかわるプログラム件数の考え方は以下にご留意ください。

- ・連続講座等でも、各講座が独立して参加可能で各回に独立したCPD単位がつかう場合は、回数分が件数となります。
- ・全部受講してはじめて単位がつかう場合には、何回かに分かれていても全体で1件となります。
- ・同じプログラムを地方で複数回開催する場合には会場数分が件数となります。

4) 問い合わせ先等

★プログラム申請に関する問合せ・プログラム申請内容の変更に関する連絡先

日本造園学会 造園CPD事務局

e-mail : cpd-office@jila-zouen.org

FAX : 03-5459-0516

★受講記録・認定料等に関する問合せ

公益社団法人 日本造園学会 造園CPD事務局

〒150-0041 東京都渋谷区神南1-20-11 造園会館 6F

e-mail : cpd-office@jila-zouen.org

FAX : 03-5459-0516

建設系 CPD 協議会加盟団体主催 CPD 申請書・受講証明書

建設系 CPD 協議会加盟団体の主催する講習会参加記録を、下記 3 団体に CPD 申請する場合もしくは受講証明書として提出する場合は、以下の内容を記入して、プログラム開催主催者の参加証明印をもらった上で当該団体に送付してください。

	項目名	申請内容
申請者情報	申請日	年 月 日
	申請者名	
	会社名等	
	会社住所等	
	TEL	
	FAX	
	会員番号	
プログラム情報	開催日	年 月 日
	CPD プログラム名称	
	主催者	
	開始～終了時間	
	CPD 単位	
	開催地	

【CPD プログラム主催者の方へお願い】

プログラム名、開催日、受講者氏名をご確認の上、証明印をお願いいたします。

証明団体名： _____



※CPD 記録申請にあたって本参加証明が必要となる団体

地盤工学会、全国土木施工管理技士会連合会、農業農村工学会

この書類は証明を希望する参加者が持参するものです。

5) 造園 CPD プログラムの電子申請の手順（造園 CPD 協議会構成団体用）

申請手順の詳細につきましては、造園 CPD 制度ホームページの「プログラム認定の申請」にあります、「CPD プログラムの申請方法（pdf）」をご覧くださいいたします。

- ① 造園 CPD 制度ホームページのトップページにある「プログラム認定の申請」に入り「造園 CPD 制度 プログラム認定システム」を選択する。

<https://lacpdprg.an.r.appspot.com/lacpdprg/core/Login.htm>

事前に団体登録にて（ID、PW とも「guest」でログイン）通知した ID と PW でログインする。（ID と PW は変更可能）



- ② 「プログラム申請」タブ→表示画面左側の「申請手続き」をクリックする。



- ③ 切り替わった画面の「プログラムを新規に申請する」をクリックする。



- ④ 団体情報を確認し、個々の申請に際して変更があれば入力して「登録」する。



- ⑤ 作成される [検索結果] 表の「申請内容」の数字（件数）をクリックする。



- ⑥ [プログラム申請内容] ウィンドウの「申請プログラムの内容を新規に入力する」をクリックする。



- ⑦ 現われる [プログラム申請明細入力] フォームに必要事項を入力する。赤い星印欄は必須項目。



- ⑧ [プログラム申請内容] ウィンドウに入力情報が反映されるので確認する。
（左側の詳細、編集、削除でそれぞれ確認、修正、削除が可能）



- ⑨ [検索結果] 表右側の「申請する」をクリックする。確認画面が出るので問題なければ OK をクリックする。



- ⑩ 自動処理で受付整理番号等がメールで送られてくる。



- ⑪ 後日、プログラム認定委員会で審議された認定結果がメールで届く。

注意事項

- ・同一団体からの申請で、申請によって担当者などが異なる場合は④において個別の変更が可能です。
- ・ID と PW は変更可能です。所定 ID/PW でログインし、「プログラム申請」タブ→「登録情報」で変更。
- ・一度に複数プログラムを申請する場合は、⑥～⑧を繰り返してください。
- ・申請後、および認定後にプログラムの内容は申請者からは変更できません。修正を希望する場合は、日本造園学会 CPD 事務局 cpd-office@jila-zouen.org にメールでご連絡ください。
- ・プログラムの認定審議は、毎月 15 日頃と月末の 2 回開催されます。申請した日によって認定通知までの日数に開きがあることをご了承ください。

(イ) 造園 CPD プログラムの申請・認定手続き要領（造園 CPD 協議会非構成団体用）

協議会構成団体以外の団体が、造園 CPD プログラムの認定を受ける場合は、以下の事項に配慮し、所定の手続きを行ってください。

1) 認定申請ができる団体及びプログラム認定料

- ① 認定申請ができる団体は、造園 CPD の趣旨に賛同する団体（主として、官公庁、公益法人、NPO 等の団体等）です。
- ② 申請後プログラムが認定された場合には認定料（1 件につき 5,000 円（税別））の支払いが必要となります。

2) プログラムの範囲と内容への配慮

“プログラム”とは、参加者を募って開催される研修・講習・講演・シンポジウム形式の教育プログラムも認定プログラムに含まれます。また、Web 形式によって開催されるものも“プログラム”に含まれます（p34 参考 2：造園 CPD 認定プログラム オンライン開催マニュアル）。

なお、申請団体は、良質なプログラムを広く会員等に提供するために、プログラム開催にあたっては、以下の事項について配慮願います。

- ① 内 容：造園 CPD にふさわしいテーマや講師等によるプログラム内容の充実。
技術動向、社会性、総合性、技術者倫理等に配慮されていること。
- ② 時期 / 場所：開催時期の分散や積極的な地方開催等による、受講機会の拡大。
- ③ 参加資格：主催団体の会員以外も受講可能な、開かれたプログラム開催。
- ④ 参加料金：会員料金 < CPD 会員料金（会員割引） < 会員外料金といった料金設定。
- ⑤ 広 報：広範な広報による CPD の PR と多数の参加者の確保。
- ⑥ 効果確認：参加者アンケート等による。効果の改善に役立てる。

3) プログラムの認定申請から実施までの流れ

プログラム認定を受ける場合は、以下の要領で手続きを行って下さい。

① 手続きの条件

- ・認定申請は、必ず開催の 1 ヶ月以上前までに行ってください。これ以降や実施後の申請は原則として受けません。

- ・申請団体は、手続きの前に、プログラム内容を、それぞれの団体の HP に掲載して下さい。但し、毎年定期プログラムなどで、前年に認定を受けたものは詳細が未定でも申請が可能です。

② 認定申請の手続き

STEP①：造園 CPD 制度ホームページの「プログラム認定の申請」より「造園 CPD 制度プログラム認定システム」にアクセス下さい。

「造園 CPD 制度 プログラム認定システム」

<https://lacpdprg.an.r.appspot.com/lacpdprg/core/Login.htm>



STEP②：初めて申請する場合には、ID、パスワード (PW) とも「guest」でログインし、団体の登録をお願いします。登録完了後、専用の ID と PW がメールで送付されます。以降はこの ID、PW を使って「造園 CPD 制度 プログラム認定システム」にログインし、「プログラム申請」の「申請手続き」から必要情報を入力して申請してください (p33 5) に操作法詳細掲載)。直ちに申請受付メールが届きます。



STEP③：造園 CPD プログラム認定委員会による審査の後、その結果を申請団体にメールで通知します (【造園 CPD】プログラム 認定審査結果通知)。なお、メールには、プログラム認定料 5,000 円 (税別) の支払先の案内も記載されております。

※審査には 15 日～1 カ月ほどを要します。



STEP④：申請団体は、認定通知を受領後、それぞれのホームページのプログラム内容に「認定プログラム」であることを表示してください。認定前は「申請中、認定予定」等の表示をおこなって頂くことは可能です。



STEP⑤：造園 CPD プログラム認定委員会は、当該認定プログラムを、造園 CPD プログラム総覧に掲載します。

「認定プログラム総覧」

<https://lacpdprg.an.r.appspot.com/lacpdprg/pub/program/Main.htm>

③ プログラム内容の修正

申請後および認定後、プログラム内容を修正したい場合は、下記の日本造園学会 造園 CPD 事務局にメールでご連絡ください。

④ 認定後にご協力いただくこと

- ・【造園 CPD】プログラム 認定審査結果通知 (メール) に認定料 (1 件につき 5,000 円 (税別)) の支払い方法を記載しておりますのでお支払いをお願いします。
- ・申請・主催団体は、プログラム実施時に**受講者名簿の作成**をお願いいたします。この**受講者記録 (Word, Excel, PDF)** は**プログラム実施後速やかに事務局にメールにて送っ**

ていただくとともに、申請・主催団体にて保管していただきます（5年間）。Web形式による開催では、事前申込による受付名簿を受講者名簿として使用頂くことも可能です。詳しくは、造園 CPD 制度ホームページ「プログラム認定の申請」にあります、「造園 CPD 認定プログラム オンライン開催マニュアル (pdf)」をご覧頂くようお願い致します。

- ・建設系 CPD 協議会加盟団体主催 CPD 申請書・受講証明書（参考 1 : p27）への押印。
（建設系 CPD 協議会加盟団体主催 CPD 申請書・受講証明書は参加者が持参するものです。参加証明印は担当者の印鑑（認印）等をご用意下さい）。
- ・造園 CPD 協議会非構成団体であっても、カードリーダーの貸し出しは可能です。
- ・参加者に対する CPD の登録方法の告知（自動登録 or 自己登録であることの告知）。
造園 CPD 非構成団体主催の認定プログラムの自動登録を希望する場合、造園 CPD 事務局まで、予めご連絡を推奨いたします。造園 CPD 制度ホームページ「プログラム認定の申請」にあります、「受講者名簿 (xls)」を正しくご利用頂き、事務局まで提出頂くことで、自動登録が可能です。

★認定料にかかわるプログラム件数の考え方は以下にご留意ください。

- ・連続講座等でも、各講座が独立して参加可能で各回に独立した CPD 単位がつかう場合は、回数分が件数となります。
- ・全部受講してはじめて単位がつかう場合には、何回かに分かれていても全体で 1 件となります。
- ・同じプログラムを地方で複数回開催する場合については会場数分が件数となります。

4) 問合せ先等

★プログラム申請に関する問合せ・プログラム申請内容の変更に関する連絡先

日本造園学会 造園 CPD 事務局

e-mail : cpd-office@jila-zouen.org

FAX : 03-5459-0516

★受講記録送付先及び認定料等に関する問合せ

公益社団法人 日本造園学会 造園 CPD 事務局

〒150-0041 東京都渋谷区神南 1-20-11 造園会館 6F

e-mail : cpd-office@jila-zouen.org

FAX : 03-5459-0516

5) 造園 CPD プログラムの電子申請の手順（造園 CPD 協議会非構成団体初回登録用）

申請手順の詳細につきましては、造園 CPD 制度ホームページの「プログラム認定の申請」にあります「CPD プログラムの申請方法(pdf)」をご覧ください。

- ① 造園 CPD 制度ホームページのトップページにある「プログラム認定の申請」に入り「造園 CPD 制度プログラム認定システム」を選択する。

<https://lacpdprg.an.r.appspot.com/lacpdprg/core/Login.htm>



- ② ID、PW（パスワード）ともに”**guest**”でログイン。



- ③ 上部「HOME」タブの横にある「非構成団体初回登録」タブ→「団体登録」をクリックし必要事項を入力して「登録」する。



- ④ 事務局より ID と PW がメールで届くので、再度上記 URL で新 ID /PW でログイン。



- ⑤ 表示画面の「プログラム申請」タブ→注意事項を読み、左側の「申請手続き」をクリックする。



- ⑥ 切り替わった画面の「プログラムを新規に申請する」をクリックする。



- ⑦ 団体情報を確認し、個々の申請に際して変更があれば入力して「登録」する。



- ⑧ 作成される「検索結果」表の「申請内容」の数字（件数）をクリックする。



- ⑨ 「プログラム申請内容」ウィンドウの「申請プログラムの内容を新規に入力する」をクリックする。



- ⑩ 現われる「プログラム申請明細入力」フォームに必要事項を入力する。赤い星印欄は必須項目。



- ⑪ 「プログラム申請内容」ウィンドウに入力情報が反映されるので確認する。

注意事項

- ・初回に団体を登録いただいたあとは、上記①～③までが不要です。同一団体名で、申請によって担当者などが異なる場合は、⑦において個別の変更が可能です。
- ・ID と PW は変更可能です。所定 ID /PW でログインし、「プログラム申請」タブ→「登録情報」で変更。
- ・一度に複数プログラムを申請する場合は、⑨～⑪を繰り返してください。
- ・申請後、および認定後にプログラムの内容は申請者からは変更できません。修正を希望する場合は、日本造園学会 CPD 事務局 cpd-office@jila-zouen.org にメールで連絡ください。

造園 CPD 認定プログラム オンライン開催マニュアル (教育形態区分：110)

1. はじめに

本マニュアルは、今後想定される様々なオンラインによるプログラム開催の形式に対応することを目的として作成したものである。

2. オンライン開催でのプログラム認定の申請方法

オンライン開催での申請は、通常の申請方法と同じように「造園 CPD 制度 プログラム認定システム」を使用した申請となる。また、申請手続きの条件として、開催 1 カ月前までの申請と、申請手続き前のプログラム内容の団体 HP への掲載（または、造園 CPD 事務局への根拠資料の提出）が必要となる。

3. オンライン開催プログラムの造園 CPD 認定の基本原則

日本造園学会の造園 CPD 認定プログラムのオンライン開催による基本原則を以下に示す。

1. 造園 CPD 認定プログラムのオンライン開催はリアルタイムによるものとする。
2. オンライン開催は、有料・無料開催のどちらも事前申込を原則とする。
3. 事前申込による受付名簿の作成を必須とし、それを受講者名簿とする。
4. プログラム終了後、主催者団体は受講者名簿（受付名簿）をアップロードまたは造園 CPD 事務局まで提出する。

注意事項・補足

- ・ オンライン開催を有料でおこなった場合、申込時の際に発行される領収書を受講のエビデンス（根拠資料）とすることも可能。
- ・ 事前申込以降のキャンセルや急遽追加で受講される方々への対応として、主催団体はプログラム開催前までを事前申込の期限とし、その後は参加者の受付はおこなわない。

4. オンデマンド（録画）視聴による造園 CPD 登録について

オンデマンド視聴（個人が自由な時間に視聴する）には、E ラーニング教材の場合とリアルタイムで実施されたプログラム・セミナー等の録画を視聴する場合がある。視聴によるエビデンスが無い場合は自己学習（区分 620）としての登録となるが、主催者団体が必要なエビデンス（受講証明書等）を発行する場合、「講習会等」の受講（区分 110・140・155）として登録することが可能なる。

4.1 E ラーニング教材等を視聴する場合

1. E ラーニング教材を視聴する場合は、教材を作成した団体が発行する「受講証明書等」をエ

ビデンスとする。

2. 造園 CPD 認定プログラムの教材を視聴した場合は区分 110、建設系 CPD 協議会は区分 140 となる。その他団体の E ラーニング教材は、受講証明書をエビデンスとして区分 155 で登録可能。

4.2 リアルタイムで実施されたプログラム・セミナー等の録画を視聴する場合

1. 主催者団体が「リアルタイムで実施されたプログラム・セミナー等の録画」を提供している場合、提供団体が発行する「受講証明書等」をエビデンスとする。
2. 証明書発行の根拠となる、視聴確認の方法については、各団体に委ねることとし、その方法等について造園学会は関知しない。
3. 造園 CPD 認定プログラムの録画を視聴した場合は区分 110、建設系 CPD 協議会は区分 140 となる。その他団体の録画は、受講証明書をエビデンスとして区分 155 で登録可能。

付 則

このマニュアルは、2020 年 11 月 1 日より運用する

(ウ) 造園 CPD 認定プログラムの実施の方法・手順

プログラム主催者は、造園 CPD 制度のプログラム申請から認定プログラム修了後まで、以下のような方法・手順で CPD の記録準備や登録作業をしていただくことになります。

1) CPD の記録方法に関する方針と前提事項

これは、**造園 CPD 協議会構成団体**が主催する認定プログラムのうち、**単独**で開催されるものにおける CPD の記録方法について記したものです。複数のイベントが同時または連続的に開催されるもの（例えば日本造園学会全国大会等）については、造園 CPD 事務局へお問い合わせください。なお、「当面は講演会等の参加型プログラムへの出席記録は会員証（磁気カード）による記録としていますが、それ以外は造園 CPD 会員サービスシステムを利用して自己登録する」という前提に基づいて作成しております。

2) CPD 記録の対象と単位数、記録方法など

CPD 記録の対象となるものとその記録方法や記録の担当者等は次表のとおりです。

該当する教育形態番号：内容、単位		記録方法 ※複数の記録を同時に利用可	登録者
110：造園認定プログラム	1/H	(会場開催) カードリーダー	認定プログラム主催団体 (自動登録)
		(会場開催) 受講記帳用紙に記入	CPD 会員 (自己登録)
		(Web 開催) 申込時の受付名簿を受講者名簿として使用可。	主催者に自動登録 or 自己登録とするかは任意
		(会場開催 or Web 開催) 受講証明書の発行	CPD 会員 (自己登録)
410：造園 CPD 認定プログラムにおける「講師等」	5/H	Web 自己登録 ※座長、コメンテーター、パネリスト、見学会等の説明者も含む	CPD 会員 (自己登録) ※講師等以外の実施時間は、受講 (区分 110) として登録可能

3) プログラム認定及び記録登録に係る主催者の業務の流れ

時期	内容	担当
開催の1ヶ月以上前	・参加費を有料 or 無料とするのか、参加者を限定 (CPD 会員、学会・団体会員等) or 非会員でも参加可能とするのか、対面開催 or Web 開催とするのか検討をおこなう。	プログラム 主催団体
	・プログラムの内容を団体のホームページ上で案内を掲載する。(この時点では、「造園 CPD 認定プログラム 申請中」と表記すること)。ホームページを1カ月前までに掲載できない場合は、開催案内 (パンフレット) 等のプログラム内容が分かる根拠資料を事務局まで提出すること。	プログラム 主催団体

	<ul style="list-style-type: none"> ・造園 CPD ホームページの「プログラム認定の申請」のページに掲載されている申請・認定手続き要領を確認する。 ・団体のホームページにプログラムの内容が掲載されていることを確認、または根拠資料の提出が完了した上で、「造園 CPD 制度 プログラム認定システム」にアクセスし、必要事項を記入して Web 上で申請する。 	プログラム 主催団体
	<p>※造園 CPD プログラム認定委員会が、以下の作業を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの認定審査をし、可否を申請組織に通知する。 ・認定したプログラムを造園 CPD 制度ホームページのプログラム総覧に掲載する。 <p>(日本造園学会主催によるプログラムは、建設系 CPD 協議会ホームページにも掲載する)</p>	(造園 CPD プログラム 認定委員会)
プログラム認定後	<ul style="list-style-type: none"> ・造園 CPD プログラム認定委員会から、認定の可否についての通知を受ける。 	プログラム 主催団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・認定された場合、プログラムのホームページ上の案内にて造園 CPD 認定プログラムであることを書き加え（換え）、掲載する。 	プログラム 主催団体 団体内のホームページの担当者
プログラム開催前	<ul style="list-style-type: none"> ・カードリーダー(+ソフトウェア)を使おうとする場合は、それらを準備する。(カードリーダーのレンタルをご要望の場合は、造園 CPD 事務局まで連絡すること。) 	プログラム 主催団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・カードリーダーを接続するパソコンを、カードリーダーと同数、用意する。 	プログラム 主催団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・CPD 会員証(磁気カード)を忘れた参加者のための受講記帳用紙を用意する用紙の書式は、造園 CPD 制度ホームページの「プログラム認定の申請」-「認定プログラム実施の際の“受講者名簿(エクセルファイル)”をご利用下さい。(本受講者名簿はデータ入力によって利用して頂くことも可能です)。 ・受講証明書を主催者で用意することも可能。「造園 CPD 団体事務局ページ」より、「参加証明書 DL」からテンプレートをダウンロード可能(造園 CPD 協議会構成団体のみ)。 	プログラム 主催団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・カードリーダーの使い方を確認する(わからない場合は造園 CPD 制度ホームページの問い合わせ窓口までお願いいたします)。 	プログラム 主催団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・カードリーダーとパソコン、受講記帳用紙を置くスペースを確保する。必要なら台を用意する。 	プログラム 主催団体

	<ul style="list-style-type: none"> ・ CPD 会員向けの参加費を設定した場合は、それに対応した領収書を用意する 	プログラム 主催団体
プログラム開催当日	<p>【受付開始前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付にカードリーダー、パソコン、受講記帳用紙を設置する。 ・ 受付のパソコン (+カードリーダー) にプログラム名を入力して、カードリーダーの動作確認をしておく。 <p>【受付開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CPD 記録を希望する参加者に、会員証をカードリーダーに通してもらおう。会員証を持っていない参加者には、受講記帳用紙に記帳してもらおう。受講証明書を用意している場合は、造園 CPD 会員マイページにて自己登録するよう伝えるとともに配布する。 ・ 建設系 CPD 協議会他団体の会員が受講し、「建設系 CPD 協議会加盟団体主催 CPD 申請書・受講証明書」への受講証明印の押印を求められた場合は、証明団体名欄への記入と受講証明印欄への押印またはサインをする。 <p>【受付終了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講記帳用紙、カードリーダー、パソコンを回収する。 ・ 受講記帳用紙は保管する (5 年間)。 ・ カードリーダーで記録したデータも保管する (5 年間)。 	プログラム 主催団体
終了後	<ul style="list-style-type: none"> ・ カードリーダー、ソフトウェアをレンタルしていた場合は、日本造園学会まで返却する。 	プログラム 主催団体
	<p>◎プログラムの聴講者の記録</p> <p>(1) カードリーダーに記録されたデータを、団体 (造園 CPD 協議会構成団体) のアップロード担当者または造園 CPD 事務局まで送る。Web 上での申込等による、受付 (受講者) 名簿データについても同様。</p> <p>(2) 造園 CPD 協議会構成団体のアップロード担当者もしくは造園 CPD 事務局が、データを「造園 CPD 団体事務局ページ」の「カード受付データ転送」より転送・登録する。</p> <p>(3) 受講者記録 (受講記帳用紙) は造園 CPD 団体事務局ページにログイン後「受講者名簿転送」より PDF データで転送を行うとともに、申請・主催団体にて保管する (5 年間・構成団体)。</p>	プログラム 主催団体

	※ (1)~(3)の処理につきまして、 非構成団体 の場合は受付、受講記録 (Word,Excel,PDF) は 造園CPD事務局 へメールにて送付するとともに申請・主催団体にて保管する(5年間)。	
	◎司会、講演者、見学会での説明者、シンポジウムの座長、パネラー等の記録 ・本人が、造園CPD制度ホームページの会員マイページにログインして、自己登録する。 ※プログラム主催団体が、専用の受講証明書を作成し、該当者に配布するのが望ましい。	CPD 会員 (プログラム主催団体)
	・建設系CPD協議会団体でのCPD登録希望者がおり、案内、対処等が分からない場合は造園CPD事務局まで連絡をすること。	プログラム主催団体 →造園CPD事務局

4) その他の留意事項

- ① 上述の流れにおけるそれぞれの担当者を具体的に決めておいた方が良いでしょう。また、担当者にはそれぞれの作業内容をきちんと理解してもらう必要があるため、打ち合わせが必要です。
- ② カードリーダー、パソコンのための電源やそれらを置く台、また受講記帳用紙を置く台と筆記用のペンなども必要です。

8. 造園 CPD の展開 ———よりよい制度のために（For the future）———

（ア）視点

造園 CPD のあり方を検討する上で、多くの人に周知され参加しやすく、かつ、運用しやすい簡潔な制度を目指すことが重要です。内容が優れていても、分かりにくく、使いづらい仕組みでは、多くの人の賛同を得ることは難しくなります。日本造園学会では今後も、一層わかりやすく、かつ、使いやすいシステムとなるような努力を続けて参ります。

会員の皆様は造園 CPD 制度を活用しながら、自己能力の開発と結果の分析を通じて、技術者としての自覚と責任を高めていくことが大切であるといえましょう。

一方、他団体との連携は、CPD をより参加しやすく社会的認知度を高めることにもつながるため、そのような可能性をさらに追求していくことも必要だと考えています。

（イ）造園職能像の明確化

造園 CPD 制度は、職能を自覚し対外的に示す機会として造園系技術者の立場からも期待されています。このため、造園 CPD の教育分野は、造園職能の全体像を整理した上で、実態に即して分類し提示することが求められます。そして、このことが、利用者が自らの目的と内容に照らした CPD プログラムの選択を可能とし、利便性の向上につながると考えられます。

（ウ）参加のしやすさの確保

1) 多様なカリキュラムの提供

多種多様な造園系技術者のニーズに応え、その参加を促進していくためには、充実したカリキュラムと開催方式の多様化が不可欠です。特に、新型コロナウイルスの蔓延により、これまで通り会場での対面開催が行えない時期もあったことから、造園 CPD 認定プログラムオンライン開催マニュアル（2020年11月1日適用）を設けるなど、Web開催での適用を諮り、開催方式の多様化を実施してまいりました。更に、造園関連団体への造園 CPD 協議会参加促進を含め、魅力ある共同プログラムの企画・実施、関連学協会との CPD プログラムの相互認証、その他の団体プログラムの積極的な認定、プログラムの広報等を充実させる必要があるでしょう。相互認定の推進は、連携する関連学協会に対して造園職能への理解を深めることにもつながると考えられます。

2) 参加機会の公平性の確保

利用者の地域的な格差を生じないよう、造園 CPD 協議会構成団体の支部等との協力や共催、後援を行うことにより、地方都市等での企画を推進し、CPD への参加機会の均衡化に努めることが必要です。また、コロナ禍でより必要性の高まった、Web開催、通信教育の推進について、今後も情報提供や関係機関との連携を行っていくことが必要と考えられます。Web開催の継続により、都市部に集中する学習機会の平等性の担保が可能となることが挙げられます。

（エ）関連団体との連携

1) 造園 CPD 協議会の構成団体

大学教育から社会人教育まで継続教育が進展する中で、造園においてもその教育分野を明示していくことが必要となります。造園関連団体においても、体系的、計画的な教育機会の確

保等、会員サービスの向上や学会の認定を通じたプログラムの質の維持と向上、プログラムへの参加者の増加による事業の活性化と団体 PR、各資格との連携などが必要になっています。

17 団体で発足した造園 CPD 協議会は、現在 22 団体（2023 年（令和 5 年）4 月時点）が参加しておりますが、今後も関連団体に造園 CPD 協議会への参加を呼びかけ、造園系の広範囲なプログラム認定による参加の機会の増加、造園教育の総合的な展開による造園技術の発展、造園界の活性化を図るよう努めて行きます。

2) 他の協議会団体 CPD との連携

多様化する社会で新しい課題に的確に応えていくためには、専門とする技術領域はもとより、幅広い領域で奥行き深い技術の習得が必要です。技術者は、主として属する学協会が提供するものだけでなく、関連学協会が提供する CPD プログラムも含めてプログラムを選択していくことが有効であるといえます。このため、日本造園学会、土木学会、日本建築学会、農業土木学会、日本技術士会等 11 団体が 2003 年（平成 15 年）7 月、建設系 CPD 連絡協議会を設立し、2005 年（平成 17 年）4 月 1 日より建設系 CPD の検索・閲覧システムの運用を開始した他、プログラムの相互協力、取得単位の相互認証などを進めています。（建設系 CPD 検索・閲覧システム：<http://www.cpd-ccesa.org>）また、日本造園学会は 2022 年 1 月 25 日より、日本造園学会の造園 CPD 活動実績を技術士 CPD 活動実績として活用可能とし、今後の CPD 活動の発展に向けた連携を図ることを目的とした「CPD 活動関係学協会連絡会」に日本造園学会は加盟しました。今後も、利用者の利便性向上を図る観点から、他の協議会団体 CPD との連携に積極的に取り組んでいます。

（オ）資格制度に対する支援

国際化の進展に伴い、資格制度の国際間の相互認証を行う動きが進んでいます。これらの資格の中には、更新に当たって継続教育の実施を必要とするものが多数含まれています。このため、我が国においても国際的に通用する資格制度を確立するために、継続教育は不可欠なものになりつつあります。造園 CPD 制度はこのような国内の資格制度が国際的に通じるものとなるための支援的役割を果たして行きます。

（カ）技術評価への活用

技術者や技術者所属企業の技術能力の評価として、造園 CPD 会員への登録、認定プログラムへの参加による単位取得等を働きかけます。特に、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示により、経営事項審査（経審）の客観的事項として「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（W10）」が追加され、令和 3（2021）年 4 月 1 日から施行されました。これにより、所属する技術者の CPD 単位取得数（審査基準日以前 1 年間に取得した CPD 単位の平均値）が、経審への加点評価に反映されるようになり、造園 CPD 制度の重要性と需要は今後高まっていくと考えられます。また、技術者の所属する組織内での昇進・昇給・異動時等の資料、採用時の個人の能力を証明する資料、ISO9001 等の教育訓練成果等としての活用を働きかけていきます。造園技術を修得しつつある生徒・学生に対しても同様に、就職活動等における資料としての活用を積極的に働きかけます

今後も造園 CPD 制度が広く採用されるよう他団体と連携し関係機関に働きかけて参ります。

(ア) 造園 CPD 制度関係

1) CPD のメリットは何ですか。

公益社団法人日本造園学会から、造園 CPD 実施記録登録証明書の発行を受けることにより、

- ① 努力結果を、技術者の能力評価、職場での昇進・昇給・異動時の資料として活用できます。
- ② 今までは履歴書だけだったが、履歴書に添付できる自己研鑽結果の証明書になります。
- ③ 技術者の所属組織（企業等）の評価、ISO9001 等の教育訓練成果に活用できます。
- ④ ランドスケープアーキテクト資格や公園管理運営士など技術者資格を保有する者は、当該資格で求められる CPD の証として活用できます。
- ⑤ 経営審査事項（経審）への加点評価に反映される場合があります。

2) 造園 CPD の費用はいくらかかりますか。

造園 CPD の費用としては、造園 CPD 会員 年会費、造園 CPD 認定プログラムへの参加費、造園 CPD 実施記録登録証明書 審査・発行料、の3つの費用がかかります。（※年会費については非課税です）

- ① 造園 CPD 会員の個人会員（造園 CPD 会員 3）は、年会費 4,000 円となります。ただし、造園 CPD 協議会構成団体の会員の方、造園 CPD 協議会参加団体の認定する資格を保有する方（資格会員）は、年会費 2,500 円（造園 CPD 会員 2）または年会費 無料（造園 CPD 会員 1）となる場合がございます。造園 CPD 協議会構成団体によって造園 CPD 会員制度を設けていない団体もありますので、造園 CPD 制度ホームページの「新規入会申込・新規登録」よりご確認くださいようお願いいたします。
- ② 造園 CPD 協議会参加団体は CPD 制度の発展に協力するため、造園 CPD 会員のご負担をできるだけ小さくするよう、認定プログラムの一部で参加料金に「CPD 料金」を設定し通常より安価で参加できるよう検討しています。また認定プログラムによっては会員の参加費が無料の場合があります。
- ③ 造園 CPD 実施記録登録証明書の発行申請には、期間（1 年間）ごとに、1 通 3,000 円（審査料 2,000 円+1,000 円）（税別）がかかります。初回の審査料には初回審査、再審査、再々審査までが含まれます。ただし審査 4 回目以降は、審査の都度、追加の審査料 2,000 円（税別）が必要となります。また初回の申請後、審査途中で新たな記録の追加があった場合も、その都度、追加審査料 2,000 円（税別）が必要となります。

3) 造園 CPD 会員になるにはどうすれば良いのですか。

造園 CPD 会員になるためには、次の 3 つのステップにより会員種別をご確認のうえ、会員登録することが必要です。

- ① 以下の団体の個人会員であれば、あなたは「造園 CPD 会員 1」となります。該当しない場合は、②をご覧ください。

造園 CPD 会員 1 となる団体：一造会（全国一級造園施工管理技士の会）、
東京農業大学緑友会（公財）都市緑化機構、
（一社）日本公園緑地協会、
（公社）日本造園学会

造園 CPD 会員 1 に該当する方は、所属する団体よりカード等が配布されますので、ID 番号、仮パスワードで造園 CPD ホームページから会員登録をしてください。なお、年会費は全額免除され個人負担額は 0 円です。

- ② あなたが所属する事業所・組織等が以下の団体の会員であれば、「造園 CPD 会員 2」となります。該当しない場合は、③をご覧ください。

造園 CPD 会員 2 となる団体：（公財）都市緑化機構、
（一社）日本植木協会、
（一社）日本公園施設業協会、
（一社）日本公園緑地協会、
（一社）日本水景協会、
（一社）日本造園組合連合会、
（一社）日本造園建設業協会、
（一財）日本造園修景協会、
（一財）日本緑化センター、
（一社）ランドスケープコンサルタンツ協会、
（一財）公園財団、
（一社）横浜市造園協会、
（一財）沖縄美ら島財団。

造園 CPD 会員 2 に該当する方は、所属団体を通じて、会員登録手続きをしてください。なお、年会費（個人負担額）は 2,500 円です。会員 2 は年会費が必要となりますので、会員 1 に該当される方は会員 1 で登録されることをお勧めします。

- ③ あなたが以下の資格をお持ちであれば、「造園 CPD 会員 2」となる場合があります。該当しない場合は、④をご覧ください。

造園 CPD 会員 2 となる資格：街路樹剪定士、植栽基盤診断士、樹木医、
造園工事基幹技能者、造園修景士、優秀技能認定、
プロジェクトワイルドファシリテーター（PWF）、
プロジェクトワイルドエデュケーター（PFE）、
登録ランドスケープアーキテクト（RLA）

造園 CPD 会員 2 に該当する方は、所属団体を通じて、会員登録手続きをしてください。なお、年会費（個人負担額）は 2,500 円です。

- ④ あなたは個人会員となり「造園 CPD 会員 3」となります。造園 CPD ホームページから会員登録をしてください (<https://service2.kkctcs.co.jp/lacpd/hp/Main.htm?id=8>)。年会費は 4,000 円となります。

4) 造園 CPD 会員登録はどのようにするのですか。また何を準備すれば良いですか。

造園 CPD ホームページの会員サービスシステムにより、Web 上で登録してください (<https://service2.kkctcs.co.jp/lacpd/hp/Main.htm?id=8>)。そのため、パーソナルコンピュータおよびインターネットに接続できる周辺環境が必須となります。これはまた、CPD の実施記録を自己登録する際にも必要になります。

5) 造園 CPD プログラム総覧と造園 CPD 実施記録は、どこで入手できるのですか。

プログラム総覧は造園 CPD 制度ホームページ「認定プログラム検索」 (<https://service2.kkctcs.co.jp/lacpd/hp/Main.htm?id=3>) で閲覧できます。造園 CPD 実施記録は「CPD 会員専用ページ」にログインし確認することができます。

6) CPD会員パスワード（仮パスワード、本パスワード）を紛失または忘れてしまいました。どうすれば良いでしょうか。

- ① 仮パスワード（本登録する前のパスワード）を紛失または忘れてしまった場合は、造園CPD事務局にお問い合わせください。なお、仮パスワードが判明するまでは、本登録はできないのでご了承ください。
- ② 本パスワード（本登録後のCPD 会員固有のパスワード）を忘れてしまった場合も、造園CPD事務局にお問い合わせください。なお、本パスワードが判明するまでは、自己登録や確認はできませんのでご了承ください。

7) CPD会員証（磁気カード）を紛失してしまいました。どうすれば良いでしょうか。

- ① 造園CPD事務局までご連絡下さい。再発行いたします。再発行には所定の手数料（1 枚1,000円）（税別）をお支払いいただきます。
- ② 再発行までに1カ月ほどの時間を要する場合がございます。
- ③ CPD会員証（磁気カード）は、造園CPD会員ID、氏名、所属する造園CPD協議会構成団体のコード番号が記載あるいは磁気部分にデータ化されております。従って、住所、電話番号、あるいは生年月日等の個人情報に関わる重要な情報は、基本的には記載されていません。ただし、団体が必要と認めた項目について団体がその情報を記載することを認めています（団体が必要と認めた項目については各団体にお問い合わせください）。

8) 造園 CPD 実施記録登録証明書の発行手続きはどのようになっていますか。

造園 CPD 制度ホームページからログインいただく「造園 CPD 会員マイページ」から申請すれば、実施記録登録に関する審査後、「造園 CPD 実施記録登録証明書」が発行され、CPD 実績として登録された記録が証明されます。この際、証明書の発行には手数料として 1 期間（1 年間）1 通につき 3,000 円（審査料 2,000 円+発行手数料 1,000 円）（税別）の納付が必要

となります。複数期間を申請した場合、1 期間ごとに 1 通となります。

(3,000 円 (税別) /1 期間 (1 年間))

平成 26 年 11 月 1 日申請分より、実施記録登録に関する審査が行われておりますので、発行申請とともに単位の証となる証拠書類 (レジュメ、領収書、造園 CPD プログラム受講・自己登録証明書等) の添付をお願いいたします。

審査の関係から証拠資料の提出状況により、造園 CPD 実施記録登録証明書がお手元に届くまでは、入金確認後 1 ヶ月ほどかかりますのでご了承下さい。

(平成 26 年 11 月 1 日から造園 CPD システムが変更され、CPD 単位登録時に証拠資料の添付が必須となりました。)

審査は毎月 15 日に申請受付を締め切り、当月末までに予備審査を行って後、翌月の月上旬に本審査を実施します。

9) 教育形態の「I. 講習会、研修会、講演会、シンポジウム、発表会への参加」に属するプログラムで造園 CPD 協議会構成団体以外が主催するものは認定されますか。また、認定外プログラムの単位はどのようになっていますか。

- ① 造園 CPD 協議会構成団体以外が主催するプログラムでも、実施の 1 ヶ月以上前に造園 CPD プログラム認定委員会あてに認定を申請し、内容が一定基準に合致すれば日本造園学会により「認定プログラム」となります。また、認定プログラムは、造園 CPD のホームページに掲載されます。このプログラム認定の申請には、造園 CPD 協議会参加団体が主催する場合には、認定料は無料です。また、造園 CPD 協議会参加団体以外の団体がプログラムを申請し認定された場合には、1 プログラムあたり、5,000 円 (税別) の認定料が必要です。
- ② 認定外プログラムを受講した場合の単位は、建設系 CPD 協議会団体の認定プログラムであれば【120】1/H」として扱われ、それ以外となります【130】0.5/H」での登録となります。
- ③ なお、建設系 CPD 協議会構成団体が認定したプログラムはその団体の認定単位が与えられます。

10) 日常の業務は、造園 CPD の単位になりますか。

- ① 基本的に自己の CPD に関わる諸活動の成果を生かす場が実務なので、日常従事している業務自体は CPD の対象外です。
- ② 大学等で造園学を学びつつある学生・生徒にも同様に適用し、通常の授業等での卒業に必要な単位は CPD では認定されません。
ただし、業務であっても日常的なものでなく専門能力向上に資するもの (例えば「講習会への参加」や、「コンクールへの応募資料の作成」) は単位になります。

11) 造園 CPD の取得単位の目標はどのように考えれば良いのですか。

- ① 取得単位数は、「年間 50 単位」を推奨しています。また建設系 CPD 協議会の多くの学協会も相互認証など連携を図っていくため年間 50 単位を推奨しています。

- ② 資格更新や経営事項審査等の具体的な目的に向けた、自主的な取得単位を設定して頂くことも可能です。

12) CPD は自己責任で行うべきで、内容や単位を規定するのはおかしいのではないですか。

技術力の維持向上のため、CPD は本人の自主性に任せ自己責任が理想ではありますが、継続教育の概念が一般的でなく、また客観的基準も確立していない状況では技術者の努力を第三者に認知させるために何らかの尺度が必要です。このため、内容や単位を規定しています。

13) 地方都市等での造園 CPD 認定プログラムが少なく不利であったり、参加機会に恵まれている人との差別化が進むのではないのでしょうか。

日本造園学会では機会の均等をめざし、認定プログラムに配慮をしていきます。特に、新型コロナウイルスの蔓延により、Web 開催などを推進してまいりました。今後も Web 開催の継続により、都市部に集中する学習機会の平等性の担保が可能となると考えます。

また、造園 CPD 協議会構成団体の支部における活動の活性化を図ったり Web 学習を推進したりすることにより、地方における CPD の機会を拡大していきます。

さらに、他団体プログラムの共催や後援を拡大していくこと、地方等の団体にも造園 CPD 制度への参加を呼びかけることなどにより、CPD の機会を増やしていきます。

14) JABEE（日本技術者教育認定機構）との関係はどのようになっているのでしょうか。

JABEE は、大学等の教育プログラムの認定を通じて技術者教育の向上、国際同等性の確保を目指すものです。「大学等の教育プログラム」（科目・カリキュラム）における単位等は、造園 CPD 制度では認定プログラム外の「日常業務」と同様の扱いとなり、CPD 単位に加えることはできません。

主として卒業後の実社会の中で、技術者は、実務経験と CPD を通じて能力開発することが必要となります。

15) CPD カードや Web 上の実施記録では、プライバシーは守られるのでしょうか。

- ① 個人情報管理は重要であり、日本造園学会は個人情報保護法に従って CPD に関する全ての情報を厳正に管理いたします。
- ② CPD カードについては、住所、電話番号、あるいは生年月日等の個人情報に関わる重要な情報は、基本的には記載されていません。
- ③ 造園 CPD 会員マイページ上の CPD 実施記録については、ID とパスワードを持つ本人と、証明発行時における事務局担当者しか見ることができません。

16) メールサービス（認定プログラム案内）はあるのですか。

講習会などの認定プログラムの公表等の情報提供は重要なサービスであり、現在は造園 CPD 制度ホームページを通じて随時、情報を提供いたします。

17) 自己学習【620】などは受講確認が取れない内容も証明してもらえるのですか。

造園 CPD 制度は、技術者倫理に基づいて自己登録をしていただくことを前提としており、

自己学習【620】も認定しています（造園 CPD 制度ホームページの「教育形態表とエビデンス」にある「造園 CPD 受講・自己登録証明書」を添付して下さい）。ただし、CPD 単位数に制限があります（自己学習は年間 20 単位）。

18) CPD 単位は内容レベル(質)を問わずに点数化していますが、それで良いのでしょうか。

造園 CPD 制度は、資格制度ではありません。あくまでも資格や個人の研鑽を応援する制度で、内容レベル（質的な）は評価いたしません。ただし、造園 CPD プログラムを認定する場合、および造園 CPD 協議会の参加団体となるためには、該当する事業内容について厳正に審査いたします。

(イ) CPD 単位関係

19) 教育形態の基本的考え方はどのようになっているのでしょうか。

教育形態（2023 年度適用）は、その内容に応じ 28 区分としており、大きく分けると以下の I～VI のタイプになります。

- ① 参加学習型（講習会等の受講【I】、企業内研修【III】）
- ② 情報提供型（論文等の発表【II】、技術指導【IV】）
- ③ 実務学習型（企業内研修【III】、業務評価【V】）
- ④ 自己学習型（その他【VI】）

CPD の記録では、教育形態がどのタイプに属するか考慮し、最も近いものを選択します。

20) 建設系 CPD の単位はどのように決定されるのですか。

建設系 CPD 協議会に加盟する 19 学協会それぞれの制度にて認定された取得単位数に準拠し、造園 CPD 推進委員会において慎重に検討した上で、決定しています。

21) 講習会の一部で講師を行う場合は、聴講参加とは別に単位は取得できるのですか。

- ① 例えば、造園 CPD 認定プログラムである講習会で講師等（座長、コーディネーター、コメンテーター、パネリストも含む）で 30 分講演し、2 時間 30 分聴講した場合は、【410】で 2.5 単位、受講【110】で 2.5 単位が得られ、記録ではそれぞれ別の扱いとなります。
- ② ただし、講演内容が「論文等の発表」になる場合であり、かつ造園 CPD 認定プログラムでの発表である場合は、口頭発表【210】であり、4 単位となります。

22) 見学会、展示会への参加は、CPD 単位を取得できるのでしょうか。

- ① 造園 CPD 認定プログラムである見学会、展示会は【110】で計上できます。
- ② 建設系 CPD 協議会構成団体の認定プログラムである見学会、展示会は主催団体の認定単位となり、【120】で計上できます。
- ③ 認定プログラム以外のものは【130】または【620】（自己学習）で計上できます。
- ④ 見学会の場合は、移動時間（実質的学習に関与しない時間）を除いた実時間とします。

23) 論文執筆の連名者がいる場合は、単位はどうなるのでしょうか。

学術雑誌への査読付き論文発表は1論文あたり、第一著者(トップネーム)【230】が40単位ですが、第二著者以下【235】が、全員10単位になります。(第二著者以下で単位を分け合うことはしません。)

24) 企業内研修の受講【310】は、どのようなものが対象となりますか。

- ① 通常業務とは別に、プログラムを設けて実施された「企業内研修」を受講した場合に登録できます。複数の企業等で、合同で行う場合も含まれます。
- ② OJTは2018年度の教育形態適用以降、区分が廃止されております。

25) 大学の非常勤講師で講義があるが、どのように単位を計上してよいのでしょうか。

大学等の教育機関において1科目の授業実施時間に応じて、【430(2/H)】(年間最大20単位)にて単位を取得できます。

大学等からの委嘱状等と実施時間が確認可能なシラバス等の証拠書類を提出してください。

26) 専門学校の実技科目の講師を依頼されて担当していますがどの区分に該当するのでしょうか。

専門学校は大学等の教育機関での講師と判断し、1科目の授業実施時間に応じて、【430(2/H)】(年間最大20単位)にて単位を取得できます。

大学等からの委嘱状等と実施時間が確認可能なシラバス等の証拠書類を提出してください。

27) 論文集の査読、部下の論文の添削指導、卒業論文の添削指導は、どれに該当するのでしょうか。

- ① 学会の依頼状(メールでも可)等があれば、論文査読【460】に該当し、1論文につき10単位となります(年間最大20単位)。
- ② 部下の論文の添削指導は自己学習【620】に該当します。添削者が共著者となる場合には、論文等の発表の連名者【235または245】のいずれかの単位とすることができます。
- ③ 卒業論文の添削指導については、その指導者が大学等の教員の場合には日常業務となるのでCPDの対象外となります。しかし、大学等の教員ではない場合は、自己学習【620】に該当します。

28) 講演会にて、講演後に自由討論しているが、単位はどのようになりますか。

自由討論は講演会の開催時間内で行われているのであれば、受講者(聴講者)として単位を得ることができます。しかし、開催時間外での自由討論となりますと、単位の取得対象外となります。

29) 特許取得【530】は、どの時点で単位を計上することができますか。

- ① 特許庁長官から「特許証」が交付された年月日で計上されます。
- ② 発明者が複数の場合は、貢献度に応じて40単位を配分します。
- ③ 特許出願を行っただけのものや、出願後審査請求を行ったが、拒絶査定を受けて終了

したものは登録できません。

- ④ 「実用新案」や「意匠登録」は対象外です。

30) 委員会会議への出席【440】【445】は、どこまでが対象となるのでしょうか。

- ① 公的技術審査会、公的技術審査会、調査・計画委員会、コンクールやコンペ等の審査会、試験委員会等も含まれます。
- ② 総会・役員会・理事会・総務委員会等の、組織の運営や経営・人事・組閣・規程に関する委員会や会議は対象外です。
- ③ 1回の会議時間が2時間以内の場合は、議事録の代わりに議事次第だけでも可能です。

31) 外部機関における技術開発・研究開発への参加はどのような区分として登録となりますか。

区分番号 620「自己学習」としての登録となります。

32) 自己学習【620】にはどのような学習が該当しますか。

- ・造園関連分野に関する以下に示すような「自己学習」を実施した場合に登録できます。
 - ・現地、現場、展示、フェア等の閲覧、視察
 - ・機関誌、専門誌、報告書、広報・情報紙に掲載されている論文、作品等に関する発表の閲覧・閲覧
 - ・知見や技術、工夫、意見を発表した記事等の閲覧・閲覧・技術図書、WEBの閲覧・閲覧
 - ・テレビ番組やオンデマンド教材の視聴
 - ・専門性を活かした社会貢献（ボランティア）活動
 - ・成果を挙げた業務の第三者による図書、広報誌要等での紹介
 - ・造園 CPD 協議会以外の機関紙、広報誌等の執筆
 - ・造園 CPD 協議会以外の新規作品の制作および出展
 - ・翻訳または出版社の無い図書の執筆
 - ・インターンシップ指導
 - ・民間団体、民間企業等主催のコンクールの受賞、表彰
 - ・実用新案、意匠登録
など

33) 自主的な研究会はどこまで単位に認定されるのでしょうか。

企業や組織の研修計画に基づかない、自主的な研究会・勉強会は自己学習【620】となります。社内で講演を行った場合には、内容・対象にもよりますが、社内研修会等の講師【435】に該当するといえましょう。

34) 他の学協会でも CPD を実施していて、その認定プログラムに参加した場合にはどのように単位をつけるのでしょうか。建設系 CPD との連携はどのようになっているのでしょうか。

うか。

建設系 CPD 協議会に参加している、日本造園学会を含む 19 学協会では、それぞれの学協会で CPD 制度を設置・運用しています。建設系 CPD 協議会構成団体の認定プログラムを受講し、造園 CPD 制度で登録する場合は、【120】として計上してください。

また、建設 CPD 協議会では CPD 単位を相互認証することとしています。具体的な注意事項等は建設系 CPD 協議会のホームページ内の「建設系 CPD プログラム：CPD 単位の相互承認について」(http://www.cpd-ccesa.org/unit_assent.php) をご覧ください。プログラムの総覧も建設系 CPD 協議会のホームページ (<http://www.cpd-ccesa.org>) から検索することができます。

35) CPD と資格の関係はどのように関連するのでしょうか。

- ① CPD 制度は、資格制度ではありませんが、資格の維持・更新に必要なプログラムの受講や自主的な継続教育の結果を証明するものです。
- ② 登録ランドスケープアーキテクト (RLA) 資格などの技術者資格で、CPD 実施記録登録証明書として、更新のために利用できます。

36) 造園 CPD の対象者を資格保有者に限定しない理由は何ですか。

- ① 造園 CPD 制度は、資格を維持するために設けられた制度ではありません。造園技術を学び、社会に出た技術者の研鑽が主な目的です。
- ② 社会人のみならず、造園技術を学びつつある造園系大学・高校等の学生・生徒であっても研鑽のために活用することが可能であるため、対象者を資格保有者に限定していません。

(ウ) 日本造園学会・造園 CPD 協議会・造園 CPD プログラム認定委員会関係

37) CPD 制度に造園界全体で取り組む必要性、効果はどのようなものがあるのでしょうか。

- ① 良質なプログラムの提供と実施記録の証明により、造園系技術者の能力向上に資することが可能となります。
- ② 造園関連団体が連携し展開することにより、造園教育が総合的に推進され、造園界全体が活性化されます。
- ③ 建設事業が多様化し、各分野の境界があいまいになる中で造園領域の明示と確保、および造園技術とその独自性の客観的評価が必要となってきました。造園 CPD 制度はこれを可能にするものです。

38) 認定プログラムの詳細は、年度（4月1日から1年間）当初に年度分全てが掲載されていないようですが、広報はどのようになっているのでしょうか。

- ① プログラムの認定は、造園 CPD 認定プログラム委員会が開催されることにより決定され、随時認定されています。認定プログラムは原則としてその実施日（初日）の1ヶ月前には、造園 CPD 制度 ホームページに掲載され、随時、最新情報の一覧と個別内容を広報されています。

(<https://lacpdprg.an.r.appspot.com/lacpdprg/pub/program/Main.htm>) 。

- ② (公社)日本造園学会では造園CPD 会員に早めに公表するためにも、プログラム認定を希望する主催団体に、早めの申請をお願いしています。

39) 造園 CPD 協議会構成団体の個人会員や、法人会員所属者や資格保有者に対し、年会費が免除されたり割引(優遇)されるのはなぜでしょうか。

造園 CPD 協議会の構成団体は、造園 CPD 制度にかかるシステム開発費(初期投資)を、会員規模、事業規模に応じて毎年負担していることによります。

40) 造園 CPD 会員の年会費未納により退会となっていました。復会を希望したいのですが、手数料は発生するのでしょうか。

これまで、年会費未納により退会となった造園 CPD 会員に対し、復会処理を造園 CPD 事務局にて無料でおこなってまいりましたが、2023年4月1日より復会をおこなった造園 CPD 会員に対し、復会手数料 2,000 円(税別)を徴収することといたしました。

- ・ 2023 年度 年会費未納による退会となった場合

(例) 発生する復会手数料 徴収額 (会員 2 (年会費 2,500 円) の場合)

2023 年度内に未納年会費を納入し復会する場合

年会費 ¥2,500 × 1 年度分 + 復会手数料 × 1 年度分 = ¥4,700

2024 年度に未納年会費を納入し復会する場合

年会費 ¥2,500 × 2 年度分 + 復会手数料 × 2 年度分 = ¥9,400

41) 資格の取得は単位に含まれますか。

2023 年度適用の教育形態より、造園 CPD プログラム認定委員会で認定された国家資格ならびに造園 CPD 協議会構成団体が主催する資格について CPD 単位の取得が可能です。詳しくは、「造園 CPD 実施記録の自己登録ガイド」より確認頂けます。

10. 資料

(ア) 用語解説

用語	解説
CPD 制度	技術者の継続教育（学習）を支援し、実施状況を証明する制度で、継続教育制度ともいう。土木学会、農業土木学会、建築学会、日本技術士会等の建設系 19 学協会等が建設系 CPD 協議会を基盤に推進している。
CPD	継続的専門能力開発＝継続教育（Continuing Professional Development）
造園 CPD 協議会	（公社）日本造園学会を含む造園関連団体で構成され、造園 CPD 協議会構成団体の分担金徴収、造園 CPD の支援、連絡調整等を行う。
造園 CPD 推進委員会	（公社）日本造園学会内の委員会として運営される。造園 CPD 制度の運営、見直し等を行う。また、建設系 CPD 協議会など、学会内外の CPD 関連部局との連絡調整を担当する。
造園 CPD プログラム認定委員会	（公社）日本造園学会に設置されている委員会。造園 CPD 制度のプログラム認定等を行う。
教育・職能委員会	（公社）日本造園学会の内部委員会。造園 CPD 制度の全体設計等を行った。また、造園 CPD 制度発足時は、建設系 CPD 協議会など、学会内外の CPD 関連部局との連絡調整を担当した。
造園 CPD 協議会 構成団体 2023 年 4 月現在 22 団体	一造会（全国 1 級造園施工管理技士の会）、（一財） 沖縄美ら島財団、（一社）公園管理運営士会、（一財）公園財団、（公財）国際花と緑の博覧会記念協会、（一社） 自然環境共生技術協会、東京農業大学緑友会、千葉大学園芸学部二葉会、（公財）都市緑化機構、（一社）日本植木協会、（一社）日本公園施設業協会、（一社）日本公園緑地協会、（一社）日本樹木医学会、（一社）日本水景協会、（公社）日本造園学会、（一社）日本造園組合連合会、（一社）日本造園建設業協会、（一財）日本造園修景協会、（一財）日本緑化センター、（一社）横浜市造園協会、（一社）ランドスケープ アーキテクト連盟、（一社）ランドスケープコンサルタンツ協会 （五十音順）
会員登録	利用規程に基づいて造園 CPD 制度に登録すること。2005 年（平成 17 年）本格実施開始時には、造園 CPD 協議会構成団体の個人会員等には、まず造園 CPD 会員証が発行され、Web 上にて会員登録の作業を完了した段階で、造園 CPD 会員となる。 造園 CPD 協議会の構成団体に属する者は、年会費が減免される。

<p>CPD 実施記録の自己登録</p>	<p>CPDの認定プログラムのうち、参加学習型プログラム（講演会への聴講等、企画展示の閲覧、フェア・展示会等の視察）で、多くの場合、会場に備えられたカードリーダーまたはWeb等での申込時の会員情報を通じて記録され、これを主催者が受講者リストとして登録する「自動登録」となり、受講者の方が自己登録する必要はありません。</p> <p>これに対し、CPD 実施記録を参加者が自ら造園学会のホームページを通じて登録すること。これを「CPD 実施記録の自己登録」という（参加学習型の認定プログラムであっても、参加者がカードを忘れた場合やカードリーダーを備えられない会場の場合、受付に用意された受講記帳用紙に記帳の上、参加者自身が Web で自己登録する）。</p>
<p>造園 CPD 実施記録登録証明書</p>	<p>造園 CPD 会員の申請に基づき、造園 CPD 実施記録登録証明書を、（公社）日本造園学会が発行（3,000 円（税別）／通・年間（1 年間））。証明書は、自己の継続教育の証になり、企業の技術者の能力評価に活用できる。</p>
<p>教育分野</p>	<p>技術者が能力開発すべき教育分野で、①基礎共通、②ランドスケープ専門技術、③総合管理、④周辺技術の 4 分野に大別。バランスよい習得が期待される。</p>
<p>教育形態</p>	<p>参加学習型、情報提供型、実務学習型、自己学習型の 4 タイプで、教育形態が偏らないことも大切である。</p>
<p>CPD 単位</p>	<p>教育形態に応じて CPD 単位が定まる。CPD 実施時間に応じて算出する場合（口頭発表等）と、1 件当りの CPD 単位を定めている場合（作品発表等）がある。</p>
<p>CPD 単位の目標</p>	<p>年間 50 単位を推奨している。</p>
<p>認定プログラム</p>	<p>プログラム主催団体による申請手続きを経て、もしくは造園 CPD 推進委員の推薦によって申請されたプログラムのうち、（公社）日本造園学会造園 CPD プログラム認定委員会が認定したもの。</p>
<p>自己学習</p>	<p>CPD のうち、その効果の大きさの客観的確認が行われないもの、もしくは外部に対し客観的に示せる記録が一切残らないものについては、一定のものについて CPD 単位を認めるものの、年間取得単位の上限を設けている。これを自己学習という。自己学習の種類については【620】の例示欄を参照。</p>

(イ) 造園 CPD (継続教育) 制度に関わる動向の概要

1991 年	(社)日本造園学会 学術委員会: 造園教育問題小委員会、造園職能問題検討小委員会を設置
1993 年 4 月	(社)日本造園学会 H.4 年度第 5 回理事会: 教育・職能委員会を設置し継続教育に関する検討開始
1995 年 11 月	科学技術基本法の制定: 科学技術立国を目指す政策の基本的枠組みを盛り込む
2000 年 4 月	技術士法の改正(資質向上の責務):「技術士は、常に、その業務に関して有する知識および技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない」
2001 年 3 月	第 2 期科学技術基本計画(閣議決定): 学協会、大学等における継続的な教育充実
2001 年 12 月	(社)日本造園学会 H.13 年度第 3 回理事会: 造園継続教育連絡協議会の設立準備について承認
2002 年 1 月	(社)日本造園学会 教育・職能委員会: 造園継続教育についての具体的検討を開始
2002 年 7 月	学協会会長懇談会 継続教育等について意見交換:(社)日本造園学会のほか、(社)空気調和・衛生工学会、(社)地盤工学会、(社)土木学会、(社)日本建築学会、(社)日本コンクリート工学協会、(社)日本都市計画学会、土木学会より「建設系継続教育連絡協議会設立準備会」の設立提案
2002 年 8 月	造園継続教育連絡協議会の設立に関する関係 6 団体懇談会:(社)日本造園学会のほか、(社)日本植木協会、(社)日本公園施設業協会、(社)日本造園組合連合会、(社)日本造園建設業協会、(社)ランドスケープコンサルタンツ協会
2002 年 10 月	(社)日本造園学会 教育・職能委員会: 造園継続教育連絡協議会の設立に関するアンケート実施(上記 5 団体に加え 5 団体): (財)公園緑地管理財団、都市緑化基金等連絡協議会、(財)都市緑化技術開発機構、(社)日本公園緑地協会、(財)日本緑化センター
2003 年 5 月	(社)日本造園学会 H.15 年度通常総会(H.15 年度全国大会): 継続教育システムの確立に向けた取組みについて事業計画承認、「造園継続教育制度」の試行実施
2003 年 7 月	建設系 CPD 協議会を設立:(社)日本造園学会のほか、(社)空気調和・衛生工学会、(社)建設コンサルタント協会、(社)地盤工学会、(社)全国土木施工管理技士会連合会、(社)土木学会、(社)日本技術士会、(社)日本建築学会、(社)日本コンクリート工学協会、(社)日本都市計画学会、(社)農業土木学会の 11 学協会 (社)日本造園学会 H.15 年度第 2 回理事会: 造園関連団体による(仮称)造園継続教育協議会の設置を承認。教育・職能委員会、ランドスケープセミナー委員会等との役割分担を承認
2003 年 10 月	(社)日本造園学会 教育・職能委員会: 造園 CPD ガイドブック第 1 版発行

2003年11月	<p>造園 CPD 協議会を設立(造園関連団体 17 で構成) 第 1 回造園 CPD 協議会総会、第 1 回造園 CPD 推進委員会の合同会議を開催: (構成団体:一造会(全国一級造園施工管理技士の会)、(財)公園緑地管理財団、 (財)自然環境共生技術協会、(社)道路緑化保全協会、(財)都市緑化基金、 (財)都市緑化技術開発機構、(社)日本植木協会、(社)日本公園施設業協会、 (社)日本公園緑地協会、日本水景協会、(社)日本造園学会、(社)日本造園組合連合会、(社)日本造園建設業協会、(財)日本造園修景協会、(社)日本庭園協会、(財)日本緑化センター、(社)ランドスケープコンサルタンツ協会)</p>
2004年3月	<p>第 2 回造園 CPD 協議会総会、第 5 回造園 CPD 推進委員会の合同会議を開催:造園 CPD 事務局体制を確立:(社)日本造園学会支局を(財)日本公園緑地協会内に設置)、学会事業への移行、3 団体の協議会加入が承認され造園関連団体は 20 に(新規構成団体:(財)海洋博覧会記念公園管理財団、(財)国際花と緑の博覧会記念協会、日本ランドスケープフォーラム)</p>
2004年5月	造園 CPD の暫定実施、造園 CPD ガイドブック第 2 版発行
2005年3月	<p>第 3 回造園 CPD 協議会総会、第 10 回造園 CPD 推進委員会の合同会議を開催: 造園 CPD 協議会および造園 CPD 推進委員会の役割分担の再編成、造園 CPD プログラム認定委員会の設置を承認、6 団体の協議会加入が承認され造園関連団体は 26 に(新規構成団体:(社)園芸文化協会、(財)休暇村協会、(財)国立公園協会、(財)自然環境研究センター、(財)自然公園財団、東京農業大学緑友会)</p>
2005年4月	造園 CPD の本格実施を開始、造園 CPD ガイドブック第 3 版発行
2005年5月	<p>(社)日本造園学会 H.17 年度通常総会(H.17 年度全国大会)において、定款の目的および事業に「技術の評価」を加えるなどの一部改正について承認 Web による造園 CPD 会員サービスシステムの開始(会員の Web 登録、CPD 記録の Web 登録) (社)日本造園学会 H.17 年度全国大会:造園 CPD 会員カード運用の実施開始</p>
2006年4月	「造園 CPD 実施記録登録証明書」の発行を開始
2006年5月	(社)日本造園学会 H.18 年度全国大会(大阪芸術大学)において、造園 CPD 推進委員会によるワークショップ「造園 CPD の現状と今後の課題」を開催
2006年9月	造園 CPD 会員 Web システムの改良(会員種別の移行)
2006年12月	建設系 CPD 協議会で各学協会の CPD について情報共有講演会開催(建設系継続教育の現状と課題)
2007年3月	造園 CPD Web システムの改良 Ver.2 の運用開始(記録登録システム等の変更)
2007年4月	第 7 回造園 CPD 協議会総会、第 14 回造園 CPD 推進委員会の合同会議を開催
2007年5月	(社)日本造園学会 H.19 年度全国大会(日本大学)において、造園 CPD 推進委員会によるミニフォーラム「造園 CPD の活用の広がり」と課題を開催

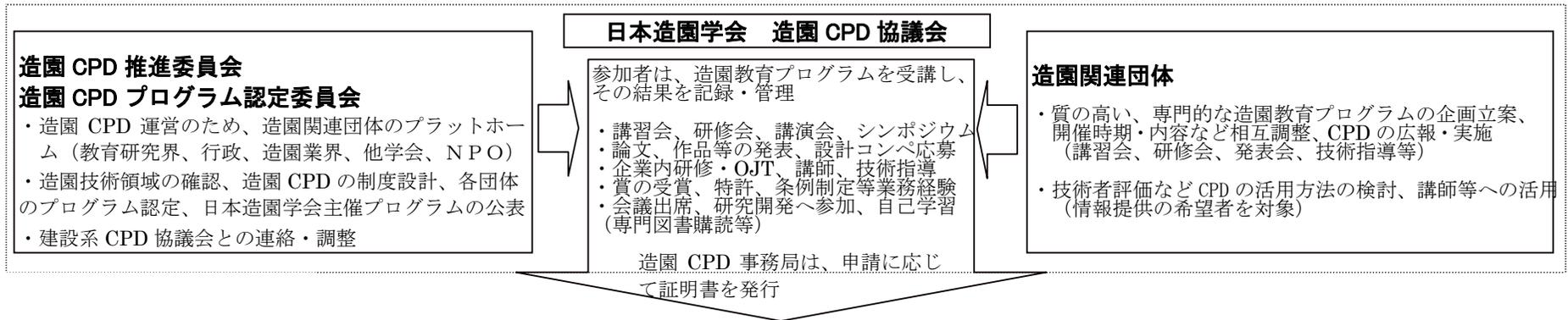
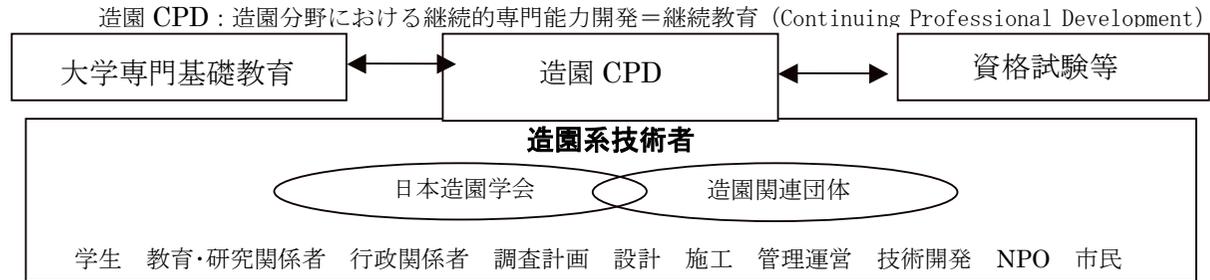
2007年9月	建設系 CPD 協議会による第 1 回「建設技術者の継続教育を考えるシンポジウム—建設技術者は継続教育をどう活用すべきか？」開催、造園 CPD の概要をパネル展示
2007年11月	造園 CPD Web システムの改良:プログラム認定システム(プログラム申請手続き、プログラム番号から自動入力、重複登録の禁止)の改良
2008年4月	第 8 回造園 CPD 協議会総会、第 15 回造園 CPD 推進委員会の合同会議を開催 造園 CPD Web システムの改良 Ver.3 の運用開始(プログラム総覧と記録登録の連動等)
2008年5月	(社)日本造園学会 H.20 年度全国大会(北海道大学)において、造園 CPD 推進委員会によるミニフォーラム「造園 CPD と多様な学習機会の創出」を開催
2008年11月	建設系 CPD 協議会による第 2 回「建設技術者の継続教育を考えるシンポジウム—建設技術者は継続教育(CPD)をどう活用すべきか？」開催、造園 CPD の概要をパネル展示
2008年12月	造園 CPD に関するアンケートを実施(個人会員向け、造園 CPD 協議会構成団体向け)
2009年4月	造園 CPD 教育形態表(単位表)の改訂 造園 CPD ガイドブック第 4 版発行
2012年4月	造園 CPD 事務局を社団法人日本造園学会支局(社団法人日本公園緑地協会内)より公益社団法人日本造園学会事務局に移管
2014年11月	造園CPDシステムをリニューアル 造園CPD実施記録の審査を開始(11月1日申請分より)
2015年4月	教育形態表の改訂(2015年度より適用)の適用開始
2015年9月	実施記録登録証明書審査・発行料に名称の変更
2017年6月	造園 CPD 登録実施記録証明書 審査・発行料の分離 造園 CPD 登録実施記録証明書発行時審査の再審査の対応の変更
2017年10月	教育形態表の改定(2018年度より適用) 通知
2017年11月	証明書の審査料と発行手数料分離のシステム変更
2018年4月	教育形態表の改定(2018年度より適用)の適用開始 教育形態表の改定(2018年度より適用)の一部訂正
2018年8月	自己登録証明書の書式変更および教育形態表(2018年度より適用)の一部修正
2019年3月	造園 CPD プログラム申請期限 一部修正
2019年12月	造園 CPD ガイドブック 第 5 版発行 経営事項審査への CPD 活用に関する通知
2020年4月	造園 CPD 実施記録登録証明書の申請期間のシステム変更 (2018年度より、任意の1年間で申請可能) 過年度の証明書発行申請についてのシステム変更

	(過年度の証明書発行申請は、当年度より遡って5年間とする) 建設系 CPD 協議会 事務局団体 担当開始
2020年5月	2020年度造園学会全国大会 オンライン開催にて実施
2020年11月	造園 CPD 認定プログラムオンライン開催マニュアルの運用開始
2021年2月	建設系 CPD 協議会 運営事務局団体として、2020年度 建設系技術者の 継続教育を考える講演会(オンライン開催)を開催
2021年4月	建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件 の一部を改正する告示により、経営事項審査(経審)の客観的事項として「建 設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関す る建設工事に従事する者の取組の状況(W10)」が追加。令和3年4月1日 から施行。
2022年1月	日本技術士会 CPD 活動関係学協会連絡会への加盟
2022年3月	造園 CPD 実施記録登録審査 審査工程の一部改訂
2022年4月	建設系 CPD 協議会 事務局団体 担当終了
2022年7月	教育形態表の改定(2023年度より適用) 通知 復会手数料の徴収開始(2023年度より施行) 通知
2023年1月	教育形態表の改定(2023年度より適用) 内容公開
2023年4月	教育形態表の改定(2023年度より適用) 適用開始 復会手数料の徴収開始 造園 CPD ガイドブック 第6版発行

(ウ) 造園 CPD (制度) の概要

造園CPDの概要

背景
 ・国際化の進展、科学技術の信頼性・安全性の確保、社会や公益性に対する技術者の役割と責任、技術者の相互交流・人材の流動化・国際的相互承認の必要性
 ・技術者が、高い倫理観と専門能力を持って社会に貢献できるように**継続的な技術・知識の習得と 第三者の評価**が必要



メリット

造園 CPD 会員 : 多様で高度な学習機会の増大、新分野・不得意分野のチェック等、効率的学習によるスキルアップ、学習結果の第三者証明・評価、他学会との相互認証による学習分野の拡大・取得資格の更新、個人のアイデンティティの確立、雇用に対する評価の向上

造園関連団体 : 認定プログラムの提供、講習会等への参加者増大、公益法人活動の活性化・会員サービス拡大、他団体との情報共有化

日本造園学会 : 造園に関する技術・知識・研究の連絡提携・促進、造園学の発展、会員サービスの拡大、プログラムの客観的審査

緑豊かで質の高い快適な社会の創造、造園技術者の社会的役割の増大、造園職能の拡大・安定、造園技術の向上、造園業界の発展

(エ) 造園 CPD 会員準則

造園 CPD 会員準則

平成16年9月18日 制定
平成17年4月25日 改正
平成19年4月10日 改正
平成24年4月12日 改正
平成27年4月16日 改正
2020年4月18日 改正
2022年4月16日 改正

(目的)

第1条 この準則は、造園 CPD 推進委員会運営細則第2条に定める日本造園学会「造園 CPD 会員」について必要な事項を定める。

(会員の定義)

第2条 日本造園学会「造園 CPD 会員」(以下「造園 CPD 会員」という。)とは、造園 CPD 制度の趣旨を理解し、技術力の向上をめざす造園系技術者等で、第4条に規定する所定の手続きを了した者をいう。

(会員の種別)

第3条 造園 CPD 会員の種別(以下「会員種別」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一. 会員1：造園 CPD 協議会を構成する団体(以下「協議会構成団体」という。)から申請があった当該協議会構成団体の個人会員
- 二. 会員2：協議会構成団体に所属する者及び協議会構成団体の法人会員等に所属する者並びに協議会構成団体が認定した資格保有者
- 三. 会員3：第1号及び第2号の何れにも該当しない造園系技術者等

(会員登録)

第4条 造園 CPD 会員となるには、所定の申し込み手続きを経た後、別に指定する方法で会員登録をしなければならない。

- 2 前条第一号に該当する者は、前項の申し込み手続きを免除する。

(造園 CPD の実施)

第5条 造園 CPD 会員は、日本造園学会(以下「学会」という。)が別途定める造園 CPD の実施方法等を示す「造園 CPD ガイドブック」にしたがい、造園 CPD を実施しなければならない。

(造園 CPD 実施記録の審査)

第6条 造園 CPD 会員は、造園 CPD の実施記録の登録内容に関する審査があったときは、審査に必要な関係書類を提出しなければならない。

(年会費等)

第7条 造園 CPD 会員は、会員種別にしたがい、次の登録料を年会費として納めなければならない。

- 一. 会員1：免除
- 二. 会員2：2,500円
- 三. 会員3：4,000円

ただし、会員1にあつては、協議会構成団体が別途定める会員証の作成等に要する費用を納めるものとする。

- 2 造園 CPD 会員は、会員登録した年の12月末までに、学会が指定する方法で年会費を納入しなければならない。この場合、学会は、会員1の協議会構成団体に対して一括請求することができる。また会員2の協議会構成団体に対して別途定める方法による算定額を一括請求できる。
- 3 造園 CPD 会員は、「造園 CPD 実施記録登録証明書」(以下「証明書」という。)の発行を申請する場合には、証明期間(1年間)につき、1通3,000円(税別)の造園 CPD 「実施記録登録証明書審査・発行料」を学会が指定する方法で納入しなければならない。但し、証明期間の年会費が未納の場合には、証明書を発行することができない。
- 4 造園 CPD 会員は、各協議会構成団体が定めた年会費納入期間内での会員継続手続きを失念し、遅延による未納年度の年会費納入をおこなった場合は、復会手数料として1年度分につき、¥2,000(税別)を納入しなければならない。
- 5 既納の年会費及び証明書発行料、復会手数料はいかなる理由があつても返還しない。

(会員証及び ID 使用準則の遵守)

第8条 造園 CPD 会員は、別に定める造園 CPD 会員証及び ID 使用準則を遵守しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 造園 CPD 会員は、次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- 一. 第10条による会員登録の取消し

- 二. 成年被後見人または被保佐人の審判
- 三. 死亡、失踪宣言
- 四. 第 11 条による除名

(会員登録の取消し)

第10条 造園C P D会員は、会員登録を取消しする場合は、会員 1・2 の会員は協議会構成団体にその旨を願ひ出る、会員 3 はC P D会員マイページより退会手続きをしなければならない。

(除名)

第11条 造園C P D会員が次のいずれかに該当するときは、造園C P D推進委員会（以下「委員会」という。）の議決により除名することができる。

- 一. 年会費を2年以上滞納したとき
- 二. 造園C P D制度の名誉を傷つけ、又は造園C P D制度の目的に反する行為があったとき

2 委員会は、前項による議決を行うにあたっては、前項第 2 号に該当する造園C P D会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(異動届)

第12条 造園C P D会員は、現住所その他の会員登録事項に異動があった場合は、速やかにその旨を造園C P D事務局に届け出なければならない。

(準則の変更)

第13条 この準則に定めない事項及び疑義を生じた事項については、委員会において審議、決定し、学会理事会及び造園C P D協議会に報告する。

附 則 (平成16年9月18日 理事会議決)

この準則は、定款改正に伴う関連規則、規約及び細則が発効した日（平成17年11月30日）から施行するが、造園C P Dの記録が始まる平成17年4月1日から定款改正までの期間については、上記の造園C P Dに係わる業務は、造園C P D協議会の承認（平成17年3月14日 造園C P D協議会承認）をもって同協議会が代行する。

附 則

(平成17年4月25日 造園C P D推進委員会議決、施行日は平成17年4月1日とする。)

附 則

(平成19年4月10日 造園C P D推進委員会議決、施行日は平成19年6月1日とする。)

附 則

この準則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項の規定は、平成24年5月1日から施行する。(平成24年4月12日 造園C P D推進委員会議決)

附 則

この準則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項の規定は、平成27年9月16日から施行する。(平成27年4月16日 造園C P D推進委員会議決)

附 則

この準則は、2020年4月1日から施行する。(2020年4月18日 理事会議決)

附 則

この準則は、2023年4月1日から施行する。(2022年4月16日 理事会議決)

(オ) 造園 CPD 会員証及び ID 使用準則

造園 CPD 会員証及び ID 使用準則

平成16年9月18日 制定

平成17年4月25日 改正

平成24年4月12日 改正

(目的)

第1条 この準則は、造園CPD推進委員会運営細則第2条に定める「造園CPD会員証及びIDの使用」について必要な事項を定める。

(利用できるサービス)

第2条 造園CPD会員（以下「会員」という。）は、造園CPD会員証及びID（以下「会員証」という。）を使用し、次のサービスを受けることができる。

- 一. 造園CPDに係わるプログラムの実施記録（以下「実施記録」という。）について、所定の手続きに沿って登録することができる。
- 二. 登録された実施記録を、WEBで確認し、印刷することができる。
- 三. 所定の手続きに基づき、登録された実施記録に係わる造園CPD実施記録登録証明書（以下「証明書」という。）の発行を受けられる。

(利用できるサービスの停止)

第3条 造園CPD推進委員会（以下「委員会」という。）は、造園CPD会員準則（以下「会員準則」という。）第7条第1項又は第2項に定める年会費が未納の会員には、前条各号に掲げるサービスを停止することができる。

(会員証及びIDの使用)

第4条 会員は、会員証（磁気カード、以下同様）及びIDを本人以外の者に使用させてはならない。

- 2 他人に代行させる等の不正行為が判明した場合には、造園CPD会員準則第11条第1項にのっとりた処置をとることができる。
- 3 造園CPD事務局は、造園CPDに係る業務の遂行上又は会員が建設系CPDのプログラムを利用、促進するため、当該IDを使用することができる。

(会員証の使用等による実施記録の登録)

第5条 会員証を使用した実施記録及び造園CPD認定プログラムの受講記帳用紙への記入等会員証の使用に準じた実施記録は、原則として、委員会が当該会員の取得単位として登録する。

- 2 委員会は、造園CPD推進委員会運営細則第4号又は第5号若しくは第6号に掲げる業務の実施上必要な場合を除き、当該会員本人の同意を得ないで登録した実施記録を第三者に開示又は提供を行わない。
- 3 委員会は、会員本人の指摘により登録した実施記録に誤りがあると認められるときは、速やかに当該実施記録の訂正を行う。
- 4 委員会は、登録した実施記録に誤りを見つけた場合には、当該会員本人の同意を得ないで当該実施記録の訂正を行うことができる。

(会員証を使用しない場合の実施記録の登録)

第6条 会員は、会員証を使用しない実施記録について委員会の指示又は承認によって会員自らが登録をする場合に限り、当該記録を実施記録として登録することができる。

- 2 会員は、前項の規定に基づく実施記録の登録（以下「自己登録」という。）にあたって、一切の虚偽の行為をしてはならない。また、不正が判明した場合には、造園CPD会員準則（以下「会員準則」という。）第11条第1項にのっとりた除名処置をとることができる。
- 3 会員は、自己登録に係わる実施記録に関し、その活動記録、業務経験等の証拠となる書類等（以下「自己登録証拠書類」という。）を保管しなければならない。
- 4 自己登録証拠書類の保管期間は、5年とする。
- 5 委員会は、造園CPD推進委員会運営細則第4号又は第5号若しくは第6号に掲げる業務の実施上必要な場合を除き、当該会員本人の同意を得ないで自己登録した実施記録を第三者に開示又は提供を行わない。

(自己登録された実施記録の審査)

第7条 委員会は、証明書の発行時その他必要があると認めるときには会員に対して自己登録に係わる証拠書類等（以下「自己登録証拠書類」という。）の提出を求めることができる。

- 2 会員は、前項に基づき自己登録証拠書類の提出の求めがあったときには、保持している自己登録証拠書類を遅滞なく委員会に提出しなければならない。
- 3 委員会は、提出された自己登録証拠書類と実施記録の自己登録内容とを照合し、適宜造園CPD登録実施記録審査委員会の審査を受け、自己登録による取得単位記録の証明を行う。

(登録された実施記録の消去)

第8条 造園CPD事務局は、会員準則第9条の規定により会員資格を喪失した会員に関わる登録され

た実施記録を全て消去することができる。

(準則の変更)

第9条 この準則に定めない事項及び疑義を生じた事項については、委員会において審議、決定し、学会理事会及び造園C P D協議会に報告するものとする。

附 則 (平成16年9月18日 理事会議決)

この規程は、定款改正に伴う関連規則、規約及び細則が発効した日(平成17年11月30日)から施行するが、造園C P Dの記録が始まる平成17年4月1日から定款改正までの期間については、上記の造園C P Dに係わる業務は、造園C P D協議会の承認(平成17年3月14日 造園C P D協議会承認)をもって同協議会が代行する。

附 則

(平成17年4月25日 造園C P D推進委員会議決、施行日は平成17年4月1日とする)

附 則

この準則は、平成24年4月1日から施行する。(平成24年4月12日 造園C P D推進委員会議決)